

嚴
秘

特 高 月 報

昭和七年三月分

内務省警保局保安課

国立公文書館	
分 類	警 察 庁 9
排架 番号	4 E 15 - 3 416

No. 11

凡 例	
一、本資料は各日本邦社会運動情勢の概要 を重要なる関係出版物等を併録して事 務上の参考にするものとす。	
二、下記運動別中其の月に於て特記すべ き重要事項無かりしものに關しては之 が記述を省略す。	
三、本資料は當該月末日迄に到達せる廳府 縣の情勢に據りて記述す。	
四、右記事簡切後到達せる報告事項は之を 翌月分月報に合併記述す。	
運動状況別	
一、日本共産黨	一、國家主義運動
一、日本共産青年同盟	一、労働運動
一、第二無産者新聞社	一、農民運動
一、日本労働組合全國 協議會	一、僧家人運動
一、日本赤色救護會	一、婦人運動
一、日本反帝同盟	一、消費組合運動
一、學生運動	一、無政府主義運動
一、プロレタリア文化 運動	一、在留朝鮮人運動
一、無産政黨運動	

運動状況

一、日本共産黨及日本共産青年同盟の運動状況	一
二、治安維持法違反取締	四
三、赤旗の活版、日刊、期成カンパニヤ	六
四、三月の各種記念日の運動状況	七
五、總選挙に於ける黨関係投票	九
六、無産者新聞社の運動状況	二
一、發行状況	二
二、印刷所の檢査	三
三、廢刊	三
一、日本労働組合全國協議會の運動状況	三
二、全協本部最近の情勢	四
三、因襲人デモに對する運動状況	七
四、三月カンパの状況	八
五、年度末闘争の状況	八
六、反戰闘争の状況	八
七、全協岡山地区協議會の檢査と組織状況	二〇
一、日本赤色救援會の運動状況	二二
二、本部の状況	二二
三、地方委員會の状況	二三
四、解放運動犠牲者救援委員會の状況	二三
一、日本友愛同盟の運動状況	二四
二、日本反帝同盟第一回全國大會の状況	二四
三、陸軍記念日の反對運動	二六
一、學生運動の状況	二七
二、山形高等學校左翼運動の檢査	二七
三、富山高等學校左翼運動の檢査	二八
四、浦和高等學校左翼運動の檢査	二九
一、プロレタリア文化運動の状況	三〇
二、汎太平洋プロレタリア文化紀念週間	三一
三、文化聯盟の發刊取締對策	三一
四、日本プロレタリア作家同盟の状況	三一
五、日本プロレスベラントイスト同盟の全國大會	三三

五、日本農工無産者同盟の新聞發行	三四
一、無産政黨の運動状況	三四
二、國家社會主義運動に對する全國農民大衆黨の動向	三五
三、日本國民社會黨準備會の動向	四〇
四、社會自由黨の組織計畫	四四
一、國家主義運動の状況	四七
二、右傾團體取締に關する事務主管の件	四七
三、所謂血盟團事件	四七
四、愛國青年聯盟の組織	五二
一、労働運動の状況	五三
二、全國労働組合同盟とファッショ化問題	五三
三、全國労働全國代表者會議及中央委員會状況	五六
四、交通運輸労働者中央委員會状況	六二
五、横濱市電労働者連立状況	六三
六、横濱市電労働者連立状況	六四
一、農民運動の状況	六七
二、全國農民組合第五回大會開催状況	六七
三、全國農民組合第一回中央委員會及第一回常任委員會開催状況	六九
四、全國農民組合青年部代表者會議開催状況	七〇
一、水産運動の状況	七一
二、全國水産第一回中央委員會の状況	七一
三、消費組合運動の状況	七二
四、關東消費組合聯盟の運動状況	七二
一、在留朝鮮人の運動状況	七五
二、三一記念日の状況	七五
三、失業反對行動進デモの状況	七六
四、プロレタリア文化聯盟朝鮮協會の確立	七六
五、不正横領者の増加	七七
一、無産政黨運動	八三
二、國家主義運動	八四
三、労働運動	八四
四、農民運動	八五

雜 錄

一、在留朝鮮人の運動	八六
二、社会運動團體設立解散表	八七

研究資料

一、無産政黨運動	八九
二、日本國民社會黨黨綱、政策要綱草案	八九
三、社会自由黨綱領、政策草案及創立趣意書	九一
四、國家主義運動	九二
五、愛國青年聯盟宣言	九二

目次終

一、労働運動	八七
二、無産階級の國家社會主義的方向轉換に關する聲明書	九三
三、労働運動	九四
四、滿洲問題と我等の意見(今村等)	九四
五、主なる社会運動團體一覽表	九九

運動狀況

日本共產黨及日本共產青年同盟の運動狀況

- 一、治安維持法違反起訴調
- 二、黨中央機關紙に對する新方針
- 三、赤旗の活版、日刊期成カンパニヤ
- 四、三月の各種記念日の運動狀況
- 五、總選舉に於ける黨關係投票調

一、治安維持法違反起訴調(四月五日迄)二五名

被告氏名	月日	月日	起訴	犯罪事實	本籍	組合關係	學歷	職業	年齢	備考
五十子嘉平	七二	七二	七二	同盟員無青本配係加入	東京		退靜高中	無	二二	
多忠胤	七二	七二	七二	同盟員無青本配係加入	東京		工中退	無	二五	
市野敬三	七二	七二	七二	同盟員無青本配係加入	東京	西部消費組合	高小卒	無	二三	
本吉幸二	七二	七二	七二	同盟員無青本配係加入	福岡	西部消費組合	中學卒	無	二五	

日本共產黨及日本共產青年同盟の運動狀況

同	庫	兵	川奈神	藤	山	坂	平
人見正雄	神田隆次	西尾豊喜	井上林	松原キク	後藤 榮	中島良助	山本弘文
六二二〇	六八二六	六二二四	六二二九	七二一〇	七二一八	七二一九	七二二六
七二一六	七二一八	七二二〇	七二二二	七二二四	七二二六	七二二八	七二三〇
目的遂行 援運動 R、S、自衛隊 救持	目的遂行 無新部 R、S、自衛隊 救持	目的遂行 無新部 R、S、自衛隊 救持	目的遂行 無新部 R、S、自衛隊 救持	目的遂行 無新部 R、S、自衛隊 救持	目的遂行 無新部 R、S、自衛隊 救持	目的遂行 無新部 R、S、自衛隊 救持	目的遂行 無新部 R、S、自衛隊 救持
山岡	都京	市知高	岡静	京東	本館	馬群	京東
R、S	部全協 日本金庫兵庫支	部全協 交通兵庫支	R、S大	婦人部長	東大親友會東大 セツツルメント	部全協 日本出版本	R、S電
三六 在甲	高小卒	尋小卒	一在 佛文大	高女卒	在東 三六	尋小卒	無電請
生徒	(元金庫)	手自動車助	學生	員日銀事務	學生	無	生徒
二二	二八	二二	二四	二三	二五	二六	二二

観

關 麟十郎	北川 行己	森 重郎	安部 マサ	青木 和夫	中野 近恵	荻野 順市	佐藤 一郎	柿沼 決	小島 善三
七二二八	七二二七	七二二七	七二二五	七二一九	六二二六	七二二三	七二二〇	七二一八	六二二二
七二二五	七二二五	七二二五	七二二四	七二二三	七二二三	七二二六	七二二六	七二二二	七二一九
資金供與 プロ科学 フラク	資金供與 プロ科学 フラク	資金供與 プロ科学 フラク	資金供與 プロ科学 フラク	資金供與 プロ科学 フラク	資金供與 プロ科学 フラク	資金供與 プロ科学 フラク	資金供與 プロ科学 フラク	資金供與 プロ科学 フラク	資金供與 プロ科学 フラク
京 東	知 高	野長	島 福	京 東	手 岩	岡 福	濱 横	木 崎	京 東
プロ科学		全協日本化学		長 赤 救管作財政部	任委員 全協日本出版	全協日本出版	關東金庫	一般使用人組合	
科慶 卒大政	一經 在部大政	尋小卒	女卒 高小卒	一高卒	女卒 高小卒	中卒卒	尋小卒	中卒卒	三花 應經
無	學生	無	員三 妻事務	無	無	新聞配達	無	無	學生
二七	二四	二三	二四	二四	二二	二六	二七	二二	二五

山	山岡	六高文
岩	R, S	生徒
城		二三
向		
六、二、一〇		
七、六		
同		

備考 昭和七年一月以来ノ起訴者合計九七名

二、黨中央機關紙に對する新方針

黨は、中央機關紙「赤旗」を昭和三年二月創刊したるが、後に大正十四年九月十五日發刊せる無産者新聞を、昭和三年八月十五日廢刊し、同年九月九日第二無産者新聞として再刊し、黨の合法的機關紙、或は補助的機關紙となし、爾來兩者の發行を繼續し來りたり。

然るに昭和六年十二月二日付赤旗第五八號に

- (イ) 大衆急進化の速度は、黨の立廻れと組織活動に於ける弱點と、不充分とを反證し、黨は新段階に於ける組織的任務に就くを要す
(ロ) 赤旗はレーニン主義教育と、大衆的アザプロ、鼓組織の二重任務を負ひ、編輯上幾多の困難を來せり、
(ハ) 第二無産に對する從來の中途半端の態度(補助的)は、力の分變細胞擴大の妨害、スパイの侵入兩者(赤旗)間の各種方針の不統一等を來せり。

との理由にて第二無産を黨の中央機關紙と決定し、赤旗は黨員に對する、マルクス、レーニン主義の理論と、黨の指令、指令等を浸透せしむる機關紙、第二無産は黨の大衆化を圖る爲の大衆的機關紙となし、其の支局及讀者網は黨、同盟、組合等に解消せしむる事となしたる旨發表したり。

爾來右方針に基き運動し來りたるが、昭和七年二月に至り、左の如き理論により赤旗の活版刷、新聞紙型、日刊カンパニヤ

を起し、當面其の週刊を圖り、週刊達成と共に、第二無産を廢刊する事となし、赤旗第六三號(三月二日)にて之が實現の爲、突撃隊による全國的社會主義競争を煽動しつゝあり、

方針變更の理論

(一) 第二無産を中央機關紙と決定せし前方針の誤謬

- 1 黨の政治的、組織的方針を黨員及赤旗讀者に限定せることは、宗派主義的傾向の殘存なり、
- 2 第二無産を、中央機關紙と決定せる上は、赤旗と名稱を附し、レーニン主義的教育の任務を負ふ、理論的機關紙は、赤旗と稱せず、他に名稱を附すべきを、然せざりしは、便宜主義に墮したるものなり、
- 3 中央機關紙の再編成と言ふ、重大問題の決定に當り、大衆的カンパニヤを要求せざりしは、決定的誤謬なり、

(二) 赤旗再編成の理論

- 1 日本に於ける革命的運動は、益々發展しつゝありて、黨の政治的、組織的勢力の増大に有利の條件を備へつゝあるも、黨は「立廻れ」の状態にありて、之を黨のボリシエヴィキ化、大衆化の爲に充分利用し居らず、
- 2 黨の主要弱點たる「立廻れ」を克服する途は、極左宗派主義的傾向及右翼日和見主義的傾向の決定的清算に在りて、之が爲黨は常に大衆闘争の先頭に立ち、大衆的活動への急轉換を急務とす、
- 3 此の急務の成功の爲に、黨の全機構の一齊的活動

日本共産黨及日本共産青年同盟の運動状況

(三) 第二無産廢刊の理由

- 1 特殊事情の消滅
赤旗以外に無産、マルクス主義が黨とは名義上別個の存在としてありたる事は、當時の日本の特殊事情に適應し居りたるも、今や特殊事情は消滅したり、
- 2 折衷主義の克服
右の特殊事情に適應せし、折衷主義(赤旗、無産の從來の方法による發行)は、特殊事情の消滅と共に却て、極左セ

日本共産党及日本共産青年同盟の運動状況

クト主義的傾向と、右翼日和見主義的傾向の矛盾に直面するに至り、即ち第二無新は、不十分不正確なる政治的傾向、及直接黨の組織の手を同伴せざる單なる煽動とに終り、赤旗は、中央機關紙としての運動を不十分に而も全く限られたる小範圍にのみ行ひ黨の大衆化、大衆行動への轉換を南く困難となさしめたり。

4 的組織的不統一を克服する事を要す、力の集中、決定事項に對し、全力を集中するはレーニン主義的嚴密の基本なり、赤旗と第二無新とを、兩者擴大せんとする計畫を構つるは同時に二重を迫ふのにして、非レーニン主義なり、從て第二無新は廢刊し、赤旗の日刊に全力を集中すべきなり。

三、赤旗の活版、日刊期成カンパニヤ

黨は、去る二月別項記述の如く赤旗の活版、新聞紙型日刊の方針を樹立すると共に、其の實現の爲、赤旗第六三號(三月三付)にて、大要左の如き運動を指令せり。

- (一) 右日刊期成カンパの第一期として、活版新聞紙型週刊達成の爲、メーデーを目標に、全線に亘り突撃隊による社會主義競争を展開すること
 - (二) 右社會主義競争の内容
1. 原汎なる大衆を基礎に、突撃隊を組織し、凡ゆる問題を提へて大衆行動を起すこと
2. 赤旗讀者の大衆的獲得
3. 赤旗印刷局を通じ新黨員の獲得
- 其の後第二無新第九四號(三月三付)にて、「赤旗、活版、日刊期成會」を組織し、カンパ後之を「赤旗讀者グループ」に發展せしむ

る機煽動し、尙右期成カンパ成績表(一)を發表し、之が運動の發展を圖りつゝあり。

四、三月の各種記念日の運動状況

黨は當面の闘争目標を、メーデーの革命的デモ(臨時議會開會中のメーデーとして特に重大意義を附す)に置き、三月及四月の各種記念日等の闘争を之が準備的運動となし、其の闘争を通じて、工場、農村に抗議されし、労働大衆の組織的勢力を以て、議會に肉迫し、具體的要求スローガンを授け、帝國主義戦争反對、ファシスト的暴政政治反對、失業と飢饉の金融獨裁經濟政策反對等の闘争を強力に行はんとし、赤旗第六三號(三月三付)及無新等にて、各種記念日の闘争方針を指令したり、特に婦人デーに對しては一段と力を注ぎたる模様にして、右の外特に赤旗第六八、第九を發行し、デモ、スト、婦人組織の擴大等を煽動したり。

各記念日に於ける運動の概況左の如し

記念日	團體名	月	運動	概況
同	黨部	三	八	横濱市古川電機工場内にビラ貼付
同	横濱地区委員会	三	八	平塚市東紡績工場及第一小學校附近にビラ貼付
同	川崎鶴見地区委員会	三	八	川崎市富士紡績宅にビラ投入
同	同	三	七	横濱市富士紡績宅にビラ投入

日本共産黨及日本共産青年同盟の運動状況

[illegible]

ーデンーユ

大阪地方委員会 三、一八	と計費せしも、(1)は中止し、(2)は参集者僅少、各地にて計三、三名検束せられ失敗 大阪市廳にデモを行はんとせる聞込ありしも實行せずビラ配布のみ
-----------------	---

去る二月施行の總選舉に於ける黨關係投票概ね左の如し

五、總選舉に於ける黨關係投票

[illegible]

日本共產黨及日本共產青年同盟の運動狀況

10

[illegible]

11

[illegible]

[illegible]

備考

一、佐野、三田村、鍋山、吉、杉浦、唐澤、箕谷、多木、市八黨公認候補、小岩井ハ黨推薦候補ナリ

第二無產者新聞社の運動狀況

一、發行狀況

本月より婦人版竝に農民版を二週に一回本紙の附録として發行することとなるが三月中に於ける第二無新發行狀況大表の通り

三月二日	號 外	記事	黨大衆化ボルシエヴィキ化の爲に「赤版」活版日刊報成カンパニーの社會主義競争に突撃せよ! 黨中央機關紙に關する再決定 再決定に至る討論の報告
三月三日	第九二號	附錄 婦人版 第一號	
三月十日	第九三號	附錄 農民版 第一號	
三月十七日	第九四號	附錄 婦人版 第二號	
三月二十三日	號 外	記事	劃期的に重要な一九三三年のメーデーに對する方針

黨大衆化の爲に赤旗一活版所
刊成カンパニーの社主義競争に突撃せよ
黨中央機関紙に關する再決定
再決定に至る討論の報告

（劃期的に重要な一九三三年のメーデーに對する方針）

三月二十四日
第九五號
附錄 農民版 第二號

三月三十一日 第九六號 附錄 婦人部 第三卷

二、印刷所の検査

三月二日警視廳に於て第二無新印刷所淺草區小島町南豫堂印刷所主田中龜一竝に第二無新本社印刷係内田事森本利秋の兩名を檢舉し同所より第二無新三月三日付第九十二號の紙型全部及び既に印刷を了せる同號附錄婦人版第一號六千八百部を領置せり。而して前記田中龜一は本年一月以降第二無新本社員千賀吏郎、清水事某森本利秋等の依頼を受け第二無新を毎號六千五百部其他第二無新パンフレット等の印刷に従事し居りたり。

三、腹
刊

第二無產者新聞は昭和四年九月九日創刊以來當局より嚴重なる取締を受けたるに拘はらず巧に繼續發行し來りたる處今同共産黨中央委員會に於て黨中央機關紙「赤旗」を活版による日刊となし第二無新を廢刊することに決定せる結果第二無新は三月三十一日付發行の第九十六號を以て終刊となし同號は赤色紙を用ひ第一無產者新聞廢刊の辭を掲載せり。

日本労働組合全國協議會の運動狀況

一、全協本部最近の情勢

二、國際婦人デーに對する運動狀況

三・三・一五 記念日の運動状況

四、三月カンパの状況

日本勞働組合全國協議會の運動狀況

一、全協本部最近の情勢

全協本部はプロフィンテルン第五回大會(昭和五年)に於ける日本に於ける革命的労働組合運動の任務の具體化に關し、其後該決議を各種の出版物として發表すると共に之れが説明を行ひ、大衆討議に移し、更に昨年二月十五日開催したる各産別組合代表者會議に於て、此決議を基調に全協當面の任務に就いて討議し、同年八月十八日附勞新特別號にて、従来の活動の缺陷と誤謬を指摘し、合法主義の破綻、合法性の獲得、竝に黨と組合との相互關係の混同及一般組合員に至る迄の非法濫行狀態の清算、改良主義的右翼日和見主義的傾向並に左翼宗派主義的傾向に對する闘争の過少評價の克服、組織方面に於ける民主主義的中央集權主義の徹底等を高調したる「當面の任務」を發表し、爾來活動を轉換して革命的反對派の結成、失業同盟の組織等により下からの共同戦線の基礎の上に更に階級闘争の基礎に立つ統一を目標としての運動の大衆化に向つて精力的な活動を展開し、主要産業に對しては勿論失業者、官廳、銀行、會社、大商店販賣方面並に小學校教員等に對する組織活動に主力を注ぎ、同年六月には組織部を編成し、八月には婦人部青年部を設置して勞農青年、婦女に對する組織並に之れが革命化を指導し、更に八月以降失業同盟の轉換を決定して既設の失業同盟の同盟員は各産業別組合に解消せしむると共に全協と別個に大衆的自主的な失業者の同盟を組織することを指示し、之れが統制指導機關として失業對策部を設置し更に十二月には農業(林業漁業をも含む)労働者の組織に關し「農業労働者組織に關する決定」(特高月報一月分資料欄参照)を發表する等本部組織の充實と方針の確立を期し併せて巧妙なる方法にて、本部直接又は産別組合を通して各支部又は各地方支部協議會と緊密な連絡を保持し、組合の擴大強化に努め、本年に入りては過去の運動批判と將來の運動方針の樹立に組合の合法性獲得のための全國的大會に代るべき第一回擴大中央委員

會の開催を企圖し、二月七日附勞新特別號にて「擴大中央委員會の意義と任務」を發表し、各産別組合又は各産別支部に對して夫々擴大委員會又は支部代表者會議を開催せしめ、本部の擴大委員會に對する態度方針を決定することを指示したる模様なるが、各産別組合は選舉闘争、失業反對闘争、若は檢舉等により主力を殺がれたるも、日本金屬、日本電氣、日本纖維等は既に之を開催して運動方針、行動綱領規約等と併せて擴大委員會に對する態度方針等を決定したり。然るに全協本部は一斉檢舉を態度に警戒し、一方費用の調達にも腐心し居る模様にて三月中旬頃「擴大中央委員會防衛一千圓基金帳」を發行配布し基金募集カンパを煽動しつゝあり(大阪産別支部協議會に於ても同様基金募集のアヂビラを發行したり)て、豫定を變更し基金の調達と地方代表の上京を俟て開催せむとするものゝ如し。監視に於ては嚴密視察警戒中なるが、最近本部員及び日本化學本部員等の檢舉取調其他により判明したる中央部並に地方の情勢密況別表圖解の如し。

二、國際婦人デーに對する運動狀況

三・三・一五記念日の運動状況

日本労働組合全国協議会の運動状況

四、三月カンパの状況

全協中央常任委員会に於ては、憲法共青同盟其の他の極左團體と提携し、三月中に於ける各種記念日（三月一日朝鮮獨立萬歳記念日、同四日コンミンテルン創立記念日、同五日山宣記念日、同八日國際婦人デー、同十日陸軍記念日反戦デー、同十二日三月革命記念日、同十五日三一五記念日、同十八日第一モツブルデー、三月末日各官廳年度末整理反對同盟等）に對する示威運動を、三月十八日第六十一臨時議會召集の當日に綜合して三月カンパと決定し、大衆的飢饉行進を敢行すべく機を發行し極力煽動する所ありたるも、警戒嚴重なりし爲め不能に終りたり。

五、年度末闘争の状況

全協中央常任委員会に於ては、三月末の年度變りに於ける行財政整理による各官廳の大規模削減を見越し、是を契機として、官業労働者（特に國鐵従業員）を煽動して組織の確立並に其の革命化を企圖し、特別の對策委員會を任命し、國鐵委員會の召集、ストライキの決行等を準備し「年度末闘争に對する方針書」を發表する所あり。日本一般使用人組合にありても、官廳對策委員會を組織し、幾に約五十名の人員整理を見たる内閣統計局に主力を注ぎ、數回に亘りアデビラを撒布するあり、警視廳に於ては嚴重警戒を行ふと共にビラ撒き行動隊員二名を檢挙したり。

六、反戦闘争の状況

全協本部は日支紛争問題に關し戦争反對の大衆的示威運動を決行せむとし、「戦争反對の大衆的示威を決行せよ」と題する緊急指令を發し、大衆的政治的覺醒により、現實的に闘争を高め分散せるストライキを集中せしめ、之を内亂へ武裝蜂起へと高揚せしめむことを宣傳煽動する所あり。日本化學本部にありても二月二十五日附にて「反戦暴行闘争方針書」を發し基本

的方針、闘争目標、闘争の形態、要求事項等極めて矯激なる事項を具體的に指示する所あり。全協本部青年部にありても三月一日東京市内某所に於て、各産別青年代表者會議を開催し、反戦闘争の方針として職場及街頭の青年大衆を以て構成する闘争同盟を組織し出陣兵士に對する革命的送別會の開催、撒の發行、行動隊の編成等を協議する所ありたり。

又新潟地方の全協系一派にありては、反帝同盟、赤救、全農全國會議派等の青年尖鋭分子を糾合して、行動隊を編成し三月廿四、五の兩日新潟港より渡海する仙臺歩兵第四、若松第二九、新發田第一六、高田第三〇の各聯隊初年兵出發に際し新潟、新發田、高田の三ヶ所に重點を置き、其他軍隊輸送列車通過沿線の各主要驛たる長岡、三條、新津等にも配置して、反帝同盟新潟縣委員會署名のビラを撒布すると共に、之に結合して農村部落、職場等に於て出陣兵士家族の慰安會を開催せしめ、其の席上兵士通過の際附近停車場へ口指して大衆的示威運動を行ふ事を決議せしめ、新潟港出帆の當日は、階級的數送の意味に於て各部落、職場より大衆デモを敢行し新潟縣廳を目標として行進すること等、不穩行動を計畫し居りたるを新潟縣警察部に於て探知したる爲め、本月廿三日を期し該計畫の主謀者と認めらるゝ丸山直臣外十五名の豫備檢束を行ふと共に嚴重警戒に努めたる爲め事なきを得たり。

七、全協岡山地区協議會の檢舉と組織状況

岡山縣下に於ける全協系の運動は昭和五年十月頃より特要小郷三郎を中心として全協岡山同盟系に屬する、出版、食料の二組合の結成策動あり時にアデビラの撒布等による宣傳活動ありたるも極めて不振の狀態にありたるが、昨年七、八月頃より中國民報社元發送部員本松健を中心とする極左分子松崎久馬次、赤西鎮雄等の一派による、岡山市並に縣下兒島郡味野町方

面に於ける全協連別支部結成の策動あり、岡山縣警署に於ては鋭意内偵中の所去る一月三十日岡山市下西川町二〇五大源
豊宛黨本部よりレボを郵送越したるを入手すると共に、前記本松健が立廻りたるを逮捕し、引續き同月三十一日二月二、三の
三日間に互り關係者三十六名(其後更に六名合計四十二名)を檢舉し目下取調中なるが、岡山地区協議会の結成概況左の如し。

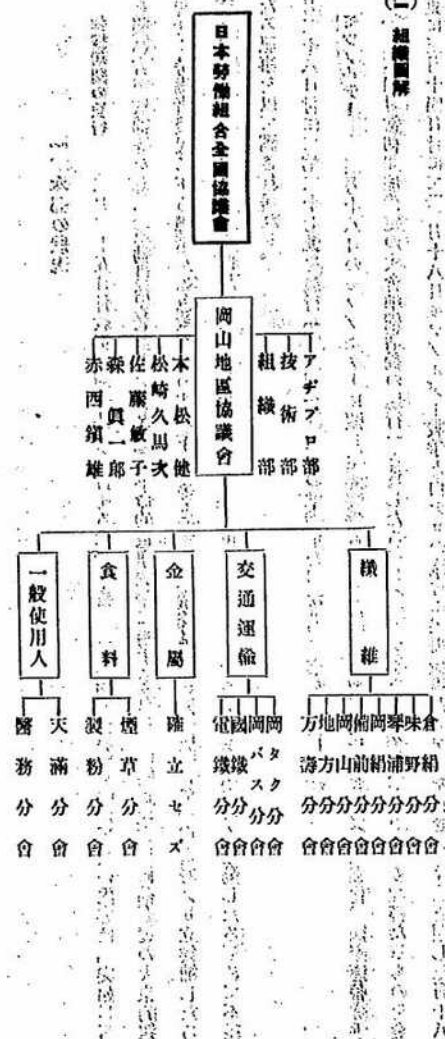
(一) 結成の策動 元岡山六高生入見正雄は昭和六年三月休職歸省中、水野事原川歴二(東大文科生)と相識り、モツブル
運動に關する指導を受け精進たる岡山醫科大學病院內藥室を通して、同病院內女事務員及岡山市所在百貨店天満屋内店員等
を糾合して、同年四月原田の上京後自らチユーターとなり密に研究會を持ち、労働組合結成の必要を高潮し、二方小郷三
郎とも連絡つき、同年五月在京中の原田より日本一般使用人組合の印刷物の郵送を受け、日本一般使用人岡山支部準備會結
成の過程として醫務分會、天満屋分會を結成し、出版、食料の支部結成にも着手し、六月十九日發生したる中國民報社の勞
働爭議の激化を策したるも數日にして惨敗し、一時出版中民分會の潰滅を見たるも街頭分子松崎久馬次は金屬組合の結成を
企圖し又中國民報社の爭議により解雇せられたる本松健は七月發生したる兒島郡味野町所在近江帆布味野工場の賃金値下紛
議に際し、應援委員會を結成して策動し、味野町並に奈油に鐵維分會を結成するに至れり。

其後天満屋分會に所屬し居りたる店員石丸ユキ、大木清子及岡山醫大病院事務員佐藤敏子の三名は解雇せられ、之等は岡
山タクシー、岡山乗合自動車各會社に車掌として入社し、交通運輸所屬岡タク分會、岡バス分會を結成するに至り、八月
卅日岡山市網の濱市營火葬場奥山に於て地區大會を開催し、運動方針及び各部署並に責任者を決定し、恒常的機關として岡
山地區委員會を結成したり。

其後十月全協中央常任委員會が發表したる「地方支部協議會の任務と組織に就て」の方針に基き十二月十三日岡山市内門田

屋敷高塚鐵夫方に分會代表者會議を開催し從來の地區委員會の任務、機能及組織形態の誤謬を清算し茲に地區協議會の確立
を見るに至りたる模様なり。今次檢舉の直前に於ける組織構成は次記圖解の如し。

(二) 組織圖解



日本赤色救援會の運動状況

- 一、本部の状況
- 二、地方委員会の状況
- 三、解放運動犠牲者救援辯護士團の状況

一、本部の状況

(一) 救援新聞の発行 二月二十五日付救援新聞外を發行せるが、本紙大の懸案二頁のものにて其の内容は「突如口事務所を襲ひ吉川候補等を奪ふ、運動員始め七十三名も被擄、革命的選挙闘争に對する警視廳の陰謀」「吉川候補奪還の大衆的運動を起せ」「労働者農民に下る弾壓だ赤色救援會の旗の下に」と等と題し、衆議院議員總選挙に際して、東京府より立候補したるも其産黨員たるの故を以て警視廳に於て檢舉起訴せられたる吉川山市を擁護し且つ同人を奪還すべく煽動したる極めて不穩矯激なる記事を以て滿され居れり。

尙二月二十八日付にて第二十七號を發行「第三回全國大會の準備進む」等の記事を掲載し居れり。

(二) モツブルデー 三月十八日のモツブルデーに關し主要闘争目標を「反戦活動の強化、赤救の擴大強化、國際連帯闘争の強化、及び四月當初開催予定の大會準備活動の遂行」と爲したる三月(モツブルデー)カンパニーの力針書なるものを發行、更に三月十四日付にて「三月十八日モツブルデー戦争と白テロの議會に工場職場からデモを捲き起せ」と題し三月十八日の夕方六時半より七時までに東京駅前廣場に集合すべしとの檄文を配布して闘争の激發に努むる所ありたるも、當日は格別の事故なくして終れり。

(三) モツブルの月 三月十五日より四月十六日に至る一ヶ月間を「モツブルの月」と定め、同期間中は特に會員の倍加運動其の他積極的にモツブル活動を敢行すべしとて「モツブルの月を組織せよ」と題する活動方針書を作成全國下部組織に配布せり。

(四) 宣傳煽動部設置 赤救機關内に新に宣傳煽動部を設置することとなり「宣傳煽動設置に關する方針書」なるものを發表せるが、其の具體的任務は宣傳煽動文書の作成、赤救の宣傳者煽動者の養成と其の派遣及び批判的活動(凡ゆる宣傳煽動出版物或はスピーチに對する批判を行ひその活動を發展せしむること)と爲し居れり。

二、地方委員会の状況

- (一) 東京地方委員会 従來機關紙として救援ニュースを發行し居りたるが、今回之れを救援闘争と改題し三月二十日付第三十五號を發行「四月十六日四一六公判開始、大衆的傍聴で公判闘争を支持せよ」等の記事を掲載し居れり。
- (二) 大阪地方委員会 三月五日より十八日に至る間をモツブル週間とし會員の倍加獲得を目標として各種の宣傳ビラ竝に「血の三月」と題するパンフレットを作成配布し、更に救援新聞大阪版を發行する等活潑なる運動を爲せり。
- (三) 京都地方委員会 京都地方委員会の組織は昨年八月二十六日の治安維持法違反一斉檢舉により殆ど壊滅するに至りたる處、最近之れが再建を企圖され京都地方委員会準備會の結成なりて「モツブル京都地方ニュース」を配布せり。
- (四) 兵庫地方委員会 従來機關紙として地方ニュースを發行し居りたるが、本月に入りて之れを救援新聞兵庫版と改題發行せり。

三、解放運動犠牲者救援辯護士團の状況

解放運動犠牲者救済護士團は共産黨被告佐野學等の懲罰に因り赤色救済會關係護士を以て「解放運動の犠牲者の爲め法廷闘争を中心とする凡ゆる法律的援助を爲すこと」を目的として昭和六年三月末東京護士會館に於て創立されたるものなるが、本年一月二十四日第三回總會を開き全農全國會議護士團との關係、ニュースの發行（三月一日付救済護士團ニュース創刊號を發行せり）共産黨公判證據申請論方針の決定、役員の改選、文化聯盟並に勞農救済會との關係等を協定する所ありたり。而して本團體は結成以來全國各地の治安維持法違反事件の公判に全力を傾注せる一面、全農全國會議護士團を結成し或は警察拘留者に對する面會差入、各種の取締に對する抗議案を爲す等護士たる職務を利用して巧みに極左運動の援助を爲しつゝあり。本團の役員左の如し

幹事 布 施 辰 治 上 村 進 神 道 寛 大 細 迫 榮 光
書記 谷 邨 直 雄 角 田 守 平 青 柳 盛 雄 阿 河 準 一

日本反帝同盟の運動状況

一、日本反帝同盟第一回全國大會の状況 二、陸軍記念日の反對運動

(一) 日本反帝同盟第一回全國大會の状況 日本反帝同盟本部に在りては客年十二月第一回全國大會を東京市に於て開催

すべく、同年十月頃より機關紙其他を通じて代議員の派遣議案の提出等を宣傳煽動し居たるが、警視廳に於ては同年十二月一日市内四谷區南寺町空家に會合せる同全國大會第一會場を檢舉したるため遂に満足なる大會を開催するに至らざりしが、反帝同盟本部に於ては豫て此事あるべきを豫想し、當初全代議員を二個のグループに分類し會場を二ヶ所となし、レボによりて大會を統制する手段を講じ居たるため前記の如く第一會場を檢舉したるも、第二會場に參集したる代議員により大會を續行したる形跡あり、爾來内偵中の處此の程警視廳に於て第二會場に於ける大會議事録を入手したるを以て略會議の内容を察知し得るが、議事録による大會の概況摘記すれば次の如し

(一) 日時 自昭和六年十二月一日（但し十二月四日）至同十二月六日（五日間）（會合せず）

(二) 場所 東京市 (三) 出席 代議員 約十名

第二日の状況（十二月一日） 司會者の挨拶として第一回全國大會を白色テロより救ふため技術的に會場を二ヶ所に分類した所以を説明し代議員の資格審査に入る。東京地方代議員より資格審査の要なく直に出席代議員の數及地方を説明されたと述べ書記局は次の通り報告す。

會場	地方別	書記局	東京地	富	神	宮	山	團體代表	海外より	計
第一會場	三	三	一	一	一	一	一	一	二	二二
第二會場	三	三	一	一	一	一	一	一	二	二二

日本反帝同盟の運動状況

ホ来り直に之が對策に入りたるも不取敢、第二會場に於てのみ大會を續行する事に決し散會す。

第二日の状況 (十二月二日) 第二日は本部報告の内、經過報告、執行委員會報告及專門部報告ありて質問應答をなし散會。

第三日の状況 (十二月三日) 植民地調査部報告、書記局報告、財政報告、國際書記局等の報告ありたるが、國際書記局に對しては反帝國主義民族獨立支持同盟支部中最も活動的な我が日本支部より執行委員會を出す事を要求する事に決し、翌で地方情勢報告及議案の一般運動方針に入る。

此所では今日最も大衆の關心事たる滿洲事變に就て全然ふれて居ない點、反帝同盟の性質として植民地の分析の缺けて居る點、ソヴェート同盟に就て僅かしか書かれて居ない點及反帝同盟の性質役割に就て國際反帝同盟の行動綱領を挿入し、より明確ならしむる點等を指摘し協議の結果一般運動方針に之等の事項を記載し反帝同盟の眞の立場を生かす事に決定散會す。

第四日の状況 (十二月五日) 第四日は行動綱領の審議に終始し二三の追加訂正ありて散會す。

第五日の状況 (十二月六日) 規約改正の件を審議し、特に團體加盟が問題となり討議の結果團體加盟を認め團體の成員を同盟の活動に参加させ班の個人成員とする事(團體加盟が目的ではなくして同盟を大衆化する一の手段たる事を強調する) 強で残れる議案を一萬千里に審議決定したる後、第一回大會の暴壓に對して採りたる書記局の態度、第一グループの生き残つた彼等同志の査問等調査のため調査委員會を設くる事を決議し委員を選出して散會す。

(二) 陸軍紀念日の反對運動 三月十日は陸軍紀念日に相當せるを以て極左團體に在りては豫て第二無新、無産青年等によ

り紀念日粉碎に關する宣傳煽動を爲しつゝありし處、鳥取縣に於ては三月十日午前二時頃より鳥取市内四五ヶ所に鳥取反戦同盟兵士委員會、同學生委員會及共産青年同盟鳥取軍確立準備會等名の反戦印刷物を約百部貼付したる者あり。行爲者調査中の處右は豫て注意中の鳥取市西町、前川太郎外一名なる事判明し引致取調を爲したるが、印刷物に署名せるが如き團體なく單に宣傳煽動を効果的ならしむるため表示せるに止る模様なるも、取調の進行により街頭RS、鳥取高等農業學校RSの組織

發覺し前川太郎外一名は治安維持法違反事件にて檢事局に送致せられたり。尚ほ大阪、神奈川、静岡方面にも陸軍紀念日反對の印刷物を撒貼布したる者あり行爲者調査中。

學生運動の状況

- 一、山形高等學校左翼運動の檢挙
- 二、富山高等學校左翼運動の檢挙
- 三、油和高等學校左翼運動の檢挙

一、山形高等學校左翼運動の檢挙 山形縣に於ては本年三月一日、日本共産青年同盟山形高等學校細胞、同酒田農村細胞及全協一般使用人組合教育労働部山形縣支部の組織ある事を探知し、關係者三十四名を引致目下取調中なるが、其の内學校細胞の概況次の如くにして、高橋光太郎、樫尾毅等は治安維持法違反事件にて送局さるゝ模様なり。

學生運動の状況

山形高等学校に在りては客年九月頃當時文甲三年森次郎等に日本共産青年同盟の學校細胞組織を企圖し、左翼文獻の持込み、R Sの指導等活動を続けつゝありしが、同年十月先ず校内闘争團體として山高自治學生會を組織し自ら指導者となり、共産青年同盟本部と連絡して第二無新、無産青年及レーニン青年等の増強を受け之を左翼メムバーに配布し、専ら意識の昂揚に努めつゝありし處、昨年十二月一日同縣に於て之等メムバーの取調を爲したるため一時運動頓挫を來したるも、檢舉に際し森次郎は逃走せしにより、理甲二年高橋光太郎は森のアたりし關係上其の後を繼承して立直を策し、早くも同年末には同盟本部との連絡を恢復し、理甲三年樺尾毅等と協力して校内細胞を確立せしめ専門部として組織部(佐藤利雄)アジプロ部(高橋光太郎)技術部(樺尾毅)會計部及レポーター(高橋光太郎)を設け、無新、無青の配布網確立、自治學生會機關紙「新興フスマ」の發行、農村オルグの養成、R Sの組織擴張等の各擔任部署を定め各々活動を開始し、内高橋光太郎は嘗て森次郎が幹旋組織し居たる山形市外柏倉門傳村、高野第一外六名の組織せる讀書會を學校細胞の影響下に結果せしむべく、黨及同盟の機關紙を配布し旺に活動を続け居たるものなり。

二、富山高等學校左翼運動の檢舉

富山縣に於ては本年二月二十九日より富山高等學校左側生徒三十七名を引致し治安維持法違反事件にて取調中なるが(取調終了したる者に就ては即日釋放其の概況次の如し。
富山高等學校は客年六月R Sの檢舉により一時運動沈滞に歸したるも、檢舉に漏れたる文三井鈴木勉、理二乙仲西三郎、文三乙江道基等同年九月頃よりR S會の再建を圖り、學外運動者共産青年同盟員山崎定治等と連絡して第二無新、無産青年、労働新聞、プロレタリア科學等を校内に持込み之を左側生徒に配布して遂に其の組織を再建せしめ、更に本年一月下旬に至

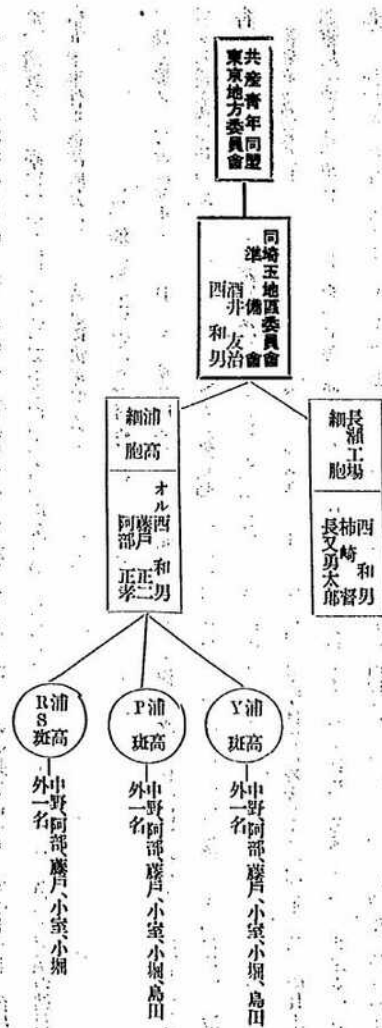
りR S會のキャップ會議に於て富高自治學生會を組織する事に決し、自治學生會の班組織として反帝、モープル、ニュース、R S、圖書の五部門を設け(原則的にはかゝる五部門は自治學生會の班組織に非ずして共産青年同盟學校細胞の補助組織として自治學生會と併列すべき各々の闘争場面を有する校内の組織、レーニン青年第四號附録)各々責任者の配置を爲し機關紙自學ニュースを發行すると共に各班の活動に入り、殊にニュース班に於ては客年十月頃より校外極左團體と連絡して第二無新、無産青年等を手し、メムバーに配布、意識を昂揚に努め居たるものなり。状況以上の如くにして學校當局に於ては本年十月十三日以來數次職員會議を開き之等關係生徒の處分に付協議を爲したるが、其の結果放校一名、退學十一名、停學二十三名、讀賣三名、謹慎一名、(處分保留二名)計四十一名の處分を發表したり。尙檢舉局に於ては警察當局と協議の結果今回限り本事件を司法處分に附せざる事に決定せり。

三、浦和高等學校左翼運動の檢舉

埼玉縣に於ては客年十一月七日ロシア革命記念日當日、北足立郡川口町方面に全協關係の印刷物を多數撒布したる者あり、爾來行爲者内偵中の處本年二月に入り昇々其の組織察知し得たるを以て同月三日極左組織の檢舉に着手したるが、取調の進行と共に日本共産青年同盟浦和高等學校細胞ある事判明したり。其の概況次の如し。

浦和高等學校生徒、西和男は、豫てよりマルキシズム、レーニズムの研究を続け居たる者なるが、客年十二月頃日本共産黨關東地方委員會、川口地區委員會のP線を通じて日本共産青年同盟東京地方委員會と連絡する所あり、爾來之等の者の指導により同盟學校細胞を企圖し同校左側生徒藤戸正二、阿部正孝等と語り校内細胞組織に着手し、更に校外運動者酒井友治、柿崎督、長又勇太郎等と共同して左派の如く日本共産青年同盟東京地方委員會埼玉地區委員會準備會を結成せしめ旺に活動

を爲し居たり。



プロレタリア文化運動の状況

- 一、汎太平洋プロレタリア文化記念週間
- 二、文化聯盟の發給取捨對策
- 三、日本プロレタリア作家同盟の状況
- 四、日本プロレタリアエッセイアンティスト同盟の全國大會
- 五、日本職團的無政黨者同盟の新聞發行

一、汎太平洋プロレタリア文化記念週間

文化聯盟提唱に係る題記記念週間の運動は文化聯盟協議會を始めとして加盟各團體大々機關誌ニュース或は機等を以て宣傳煽動に努むる處ありたるも、各地共嚴重なる取締を受けたる結果豫期の効果を擧げ得ざりし模様なるが、文化聯盟に於ては記念週間の終了と共に代表者を米國に派遣して本運動終極の目的たる汎太平洋プロレタリア文化書記局の確立を具體化する事を策し、三月二十日書記局會議を開きて秘密裡に代表者の諮詢を爲したる結果、土方與志（プロット）大宅壯一（作同）の兩名を派遣することに決定せり。右記念週間に於ける主なる運動状況左記の通り

(一) 講演會 文化聯盟主催にて東京市上野自治會館に於て三月十二日夜を「アメリカソヴエート」の夕、三月十三日夜を中國朝鮮の夕としてプロレタリア文化講演會の朗讀、演劇、映畫、音樂、即席漫畫等を開催する計畫を樹て、聯盟加盟の各同盟より實行委員を擧げ準備を爲し宣傳に努むる所ありたるが、三月十二日は入場者少數の爲め中止し翌十三日は豫定の通り開催聴衆約百五十名入場したるも、司會者大宅壯一の開會の挨拶不穩なりし爲め中止を命ぜられ次で本集會の解散を命ぜられたり。

(二) 文化展覽會 PP、プロキノ、プロフオート、プロ科及び産勞の六團體共同主催にて三月六日より二十一日迄東京市内外四ヶ所に於て開催、ポスター、繪葉書、彫刻類等二百餘點出品せるが入場者は總計三五二名收支計算に於て結局十五圓餘の欠損を見たり。

(三) 地方の状況

プロレタリア文化運動状況

集会ノ名稱	主催 團體	開催月日	場 所	入場者數	備 考
P.P. 展 覽 會	P.P. 大阪支部	三月二十日	大阪市會館	三八名	
プロレタリア文化の夕	大阪市内文化各團體	三月二十日	大阪市會館	約五〇名	詩の朗讀、講演、合唱等を爲したるも感
展 覽 會	名古屋市文化各團體	三月十二日	名古屋市會館	十數名	繪畫、詩、資料等を陳列す
プロ美術展覽會	P.P. 仙臺支部	三月十六日より 三月十八日	仙台市會館 喫茶店	二四八名	出品三六點の内七點は撤回、二點は一部 撤去を命ぜらる

二、文化聯盟の警察取締對策

日本プロレタリア文化聯盟は、其の結成の趣意不穩なるため其の行動に對し當局より嚴重なる取締を受け、且つ文化聯盟發行に係る雑誌「プロレタリア文化」大衆の友及び「働く婦人」は何れも常に不穩矯激なる宣傳煽動文を掲載せる爲め創刊以來毎號警察處分に附せられたるを以て、聯盟書記局會議に於ては之れが對策を講じ書記局ニュースに左の如く發表し居

1. コツプを始め參加各同盟を襲ふ彈壓に對して根本的な對策を立てこれに闘争する方針を確立すること。
2. これを補助するために法的研究を爲す委員會を作ること。委員長大森隆夫
3. 各團體の彈壓被害を調査しこれに基き徹底的な抗議運動を捲き起すこと。抗議書をサークル、班のメンバー及び各同盟の機關より集めること。
4. 各同盟の中央機關はコツプ及び自己の同盟友團體の彈壓に反對する決議文を發表すること。
5. 彈壓に抗議するデモンストレーションを組織すること。

三、日本プロレタリア作家同盟の状況

- (一) 作同幹部の新聞紙法違反事件 中央委員長江口渙、機關誌編輯長立野信之、機關誌編輯部員宮本顯治、同盟員野上藤岡口禮子の五名は作同機關誌「プロレタリア文學」第一卷第二號にサツエート同盟擁護を宣傳煽動したる「巻頭言」諸情勢とわが同盟緊急の任務及び「國際××作家同盟第二回國際會議報告決議案」と題する記事を掲載したる處により、警察廳に於て檢舉新聞紙法第九條第四十二條に抵觸するものとして三月七日事件を東京地方検事局に送致せらる。
- (二) プロレタリア文學講習會 作家同盟主催にて三月十二日より同二十日迄毎夜神田區駿河臺袋町文化學院に於て開催、聽講生毎日六十名乃至八十名ありて中野重治、細川民樹、中條百合子等農民文學論「プロレタリア文學論」等の講義をなせり。
- (三) プロレタリア文學講演會 作家同盟に於ては、汎太平洋プロレタリア文化紀念週開并に國際革命作家同盟加入記念の目的にて三月二十八日夜東京市内築地小劇場に於てプロレタリア文學講演會を開催、聽衆約百五十名入場したるが、演壇には「國際革命作家同盟萬才」及び「太平洋沿岸文化團體聯合萬才」と大書せるスローガンを掲げたるを以て開會前に之れを撤去せしめ、講演は上野壯夫外十三名登壇する豫定なりし處、江口渙の開會の挨拶並に次で登壇したる樺不二夫の講演何れも不穩に互りたるを以て中止を命ぜられ本集會も解散を命ぜられたり。
- (四) 支部組織準備會 作家同盟に於ては支部組織に支那準備會の結成せられたるものを左の如く發表し居れり。
 - (1) 支部として確立したるもの 東京、京都、大阪、高知、長野、新潟、廣島、
 - (2) 準備會中のもの 青森、秋田、山形、仙臺、山梨、愛知、群馬、埼玉、神奈川、福岡、神戸、福井、

プロレタリア文化運動の状況

ボエウに於ては三月二十日午前十時より本郷區追分町基督教青年會館に於て第二回全國大會を開催、代議員二十九名傍聴者十七名出席して司會者武藤九補開會の辭を述べ、次で秋田雨雀議長となりて議事を進めたるが、本部員牧島五郎事塚本周三は發禁處分に附されたる「一九三二年度に於ける活動の一般報告」と題する報告書と同一内容の説明を爲したるを以て辯論の中止を命ぜられ、次で本會も解放を命ぜられたり。而して本大會に於ては國際通信運動をボエウ全活動の基礎とすべきこと竝にロンドを工場農村に組織すべきことを中心問題としてボエウ諸機關の完備特に言語委員會、P E K委員會の組織、所謂ブルジョアエスベラント運動對策及び文化諸團體との共同闘争等の問題を討議する豫定なりしものなり。

五、日本戰國無神論者同盟の新聞發行

日本戰國無神論者同盟に在りては、從來機關誌「戰國無神論者」を發行し來れる處、今回作家同盟等の例に倣ひ二種類の機關紙を發行することとなり「戰國無神論者」は理論雜誌として從來通り發行し別に未組織一般大衆の啓蒙獲得を目的とする大衆的機關紙「われらの世界」第一號（美濃信版四頁活版刷）を三月六日付にて發行せり。

無産政黨の運動状況

- 一、國家社會主義運動に對する全勞農大衆黨の動向
- （一）今村等一派の運動方針改革
- （二）右に對する全勞黨本部の態度
- 二、日本國民社會黨準備會の動向
- （一）中央に於ける情勢
- （二）地方に於ける情勢
- 三、社會自由黨の組織計劃

一、國家社會主義運動に對する全勞農大衆黨の動向

（一）今村等一派の運動方針改革に關する意見書の提出 全勞黨は昭和六年度大會以來表面極めて平穩なるが如く見受けられたるも内面的には、依然黨綱問題を中心として黨内一部に國家社會主義への轉向を策する者あり。即ち黨幹部たる望月源治、岩内善作（東京）、平井英人、山名義鶴、熊本與市（大阪）、藤岡文六、坂本勝（兵庫）今村等（長崎）、安藝盛（高知）、等は本年一月中旬頃より、國家社會主義への轉向運動を爲すべく、秘かに相連絡して策動せるやに傳へられたるが、三月十一日突如、今村、藤岡、安藝、望月、岩内の五名は連署を以て黨本部に對し「從來の運動方針を根柢より改革し我國家社會の現實に即する實踐的戰略を樹立すべし」との意見書を提出（郵送）すると共に全國的に同志を募るべく同日各支部聯合會及支部に對し同様の意見書を添付し通知を發したり。該意見書の全文次の如し。

意見書

一、我黨は從來其の外貌は共產主義的左翼主義の立場を取り、觀念的に黨を拘束し、實質に於ては勞農組合の經濟闘争の範圍に閉ち籠つてゐた。従つて大體に現實に即して今日の資本主義の諸狀況に對照し、黨を活動に躍進せしめ國民の要求を指導することが出来なかつた結果、常に現實行詰りを懸念し、今次の如き激變事件の發生するや、我黨は黨の活動を休止して、黨をも、黨の指導下の大衆をも、俗態なる日和見主義に彷徨せしむるに至つた。

二、先きに我黨が大會の運動方針書に於て、資本主義が危機に於て、自働的に没落するものでないとして規定したのは正しい。然るにその後續けて、日本資本主義が自體には經濟的危機を

戰略の排除こそは我が黨の根本的缺陷なりと云ふべきである。

三、「政權獲得」は大會の聲明を以て終るべきではない。資本家政權の不安定條件を現實に認識し、その不安定を益々擴大せしむる爲めに、あらゆる機會に乘じ、大衆的結束力を以て國民的に、國家的に深刻なる闘争を展開せしむべきである。

る。敢て中央執行委員諸君の孫省を促す所以である。
昭和七年三月十一日 中央執行委員 今村 等
同 藤岡 文六
同 安 藤 盛
同 望月 源治
中央委員 岩内 善作
全國勞農大衆黨中央執行委員會 御中

(二) 右に對する全勞黨本部の態度 一方黨本部に於ては右意見書の提出せらるるや、翌朝(十二日)の都下各新聞紙上に黨の動搖を報道せられたるに驚愕し、三月十四日常任中央執行委員會を開催し右に關する對策を協議したる結果「本意見書は全國勞働、全農本部等に於ては全然關知せざるものにして常任部としても本意見に斷乎反對すること」に決し次の如く聲明書を發表することとせり。而して前記今村外四名の處分問題に關しては即時五名を除名處分に附すべしと主張するもの或は今村一名を除名し其他の者に對しては成行を靜觀すべし等の意見ありしも決せず、結局三月二十三日中央執行委員會を召集して一切を再議することに決せり。

聲明書

今村外四名が通名を以て黨運動方針書に關する意見書を三月十一日に黨本部に提出せるに關連して全國勞働組合同盟のファッショ的方向轉換及び我黨の大動搖等の報道及び流言が全國に飛んだ。けれども全國勞働組合同盟本部は本日五君の個人的意見に全然關

知せざることを表明せるのみならず一部の我黨本部員及び全農本部員がこれ等の企圖に連絡を持ち、或は全農大會が五君の意見書と同一歩調をとる等の流言の如き事實は絕對になし。常任委員會は五君の意見書に斷乎として反對なること並にその處分を二十三日の中央執行委員會に附議すべきことを決定した。更に中央執行委員會にはこれ等の問題のみならず黨一切の當面の具體的方針を確定し一路落着資本主義の打倒に邁進する。

一九三二年三月十四日

全國勞農大衆黨常任中央執行委員會

斯くて同黨は豫定の如く三月二十三、四日芝浦協同會館に於て、黨員麻生久以下約五十名參集の下に中央執行委員會を開催し(一)運動方針解釋統一に關する件(二)ファッショ粉砕に關する件等を主なる議案として審議決定する所ありたるが、第二日(二十三日)は午後五時より開會したるも中央執行委員會に附議すべき議案が、未だ常任中央執行委員會に於て決定し居らざるの故を以て開會後間もなく散會し、翌二十四日午後零時四十五分より麻生久議長の下に第二日目の會議を開催せり。主なる議案に對する審議決定の概要次の如し。

A、運動方針解釋統一に關する件 議事に入るに先ち、三輪書記長より「茲に今村外四名の意見書提出に關し黨に對して巷間種々のデマが傳へられ居るを以て當事者より聲明せられたし」と希望し、所謂五人組の一人たる望月源治より、該意見書を提出するに至りたる理由に關し意見書と同様の意見を述べ、之に對し二、三の質問應答ありたる後議事に入り、本議案の起草者たる田所輝明より説明あり。之に對し、望月、淺原、初川、川田、水谷、飯田等より夫々質問ありたるが、就中淺原健三は「本案は重要案件にして黨の大會又は中央委員會に於て論議決定すべきものにして本委員會に於ては審議決定の權能なきものと認めらるゝを以て本案を撤回せられたし」との動議を提出したるも採決の結果動議賛成者六名にして少數否決

せらる。茲に於て勸誘賛成者水谷、河上、横川、大門、川田、佐竹及浅原の七名は一齊に退場せり。(註、以上の退場者は何れも國家社會主義轉向派に非ず、單に本問題を大會又は中央委員會に附議すべしと主張せるものなり。)

右七名の退場後質問を打ち切り、第一項より逐條討論ありたるも大體に於て異議なく結局一ヶ月以内に中央委員會を開催し本案を再議することを條件として可決せり。該議案中の一節を摘記すれば左の如し。

我黨新方針書の支持普及と解釋の統一

我黨新方針書の四大特徴は各左の如く解釋を確定統一することを要す。

(1) 政權獲得を目標とすること、共同戦線論を止揚して大衆政黨フルル論、共產黨自然發生論を明白に否定して黨は其發展に於て政權の獲得を目標とすること。

(2) 日本共產黨との對立、日本共産黨との對立は、大衆政黨組織の否定論に對立し、プロレタリアと中間層の結合を妨害し、アショを助長するものとして對立するのみならず、日本共産黨を支持する第三インターナショナルに對立する別個の組織を明確にして、その解消分裂の作用を抗する。

(3) 議會主義方針(社會民主主義)反對、議會主義は、資本主義による議會の腐敗發展段階よりするのみならず、買収干渉の

B、ファツショ粉砕に關する件、本議案起草者たる鈴木茂三郎より議案を朗讀説明したるに對し、所謂五人組たる望月、藤岡、安藝、今村等は、交々立つて質問に藉口し自己の意見を述べ「黨本部の團體に對する觀念」「青年訓練所、在郷軍人等に對する働きかけの具體的方法」等に關し鋭く質問し、或は「我黨今後の運動は無産階級は勿論、中間階級、在郷軍人等を獲得

(1) ブルジョアの選舉の無效果と、黨の組織の現實的見地から反對する。更にそれは第二インターナショナルの否定の理解をも含めること、選舉は部分的闘争たること。
(2) 従つてファツショ打倒の途はプロレタリアと反資本主義化せる中間層との結合強化の一途あるのみ、共產黨との對立、國民社會主義理論の擧げ、公式主義の清算に依る中間層への具體的働きかけ。
(3) 黨の具體的方針
以上の如く方針書の解釋を確定統一し且つ補遺することに依つて黨の集結を圖り一切の解消、腐敗、反動の傾向と激烈に戦ふこと。
(4) 組織、政策改正委員會を設置すべきこと。
(5) 此の方針の下に最後的戰線統一のために戦ふべきこと。

しなければならぬが、之れが爲には天皇中心でなければ獲得出来ない云々」等主張する者ありたるが、黨本部側は之等に對しては明確なる答辯を避け採決を急ぎたる結果、本部案賛成者多數反對者は今村一派の少數にて原案通り可決せり。右議案中「我國に於けるファツショ諸勢力の共通するところの主張」を左の如く規定(觀察)せり。

我國ファツショ諸勢力の共通するところの主張

(1) 資本主義を世界資本主義の體制と見ないで孤立した國民經濟の體制と見ること。

(2) プロレタリアの政治勢力に對して敵對すること。

(3) 國民主義、民族主義、國家主義を強調すること。

(4) 實質的には國家資本主義であるところの國家社會主義をお題目とすること。

(5) 無産大衆のあらゆるXに於て強行される資本家地主のための帝國主義戦争に賛成すること。

(6) 事實はブルジョアの二階級黨たるファツショ黨を階級の黨と規定せず超階級の國民の黨となすこと。

(7) 社會ファツショは何人よりも議會が難有くて大衆行動の機いなくせに反議會主義、大衆行動主義を主張すること。

而して同黨は、右の觀察に基きファツショに對する闘争方針として大要(抜萃)左の如く決定す。

ファツショに對する闘争方針

(イ) 労働者と農民の同盟にして無産市民の大衆的政黨たる我黨は、何よりも先づ我黨の階級的目標の下に日常闘争を展開せしめつゝ

一切の無産大衆を我黨の下に組織すると同時にファツショの影響より無産大衆を防衛しなければならぬ。

(ロ) 我黨支持の労働組合との協力の下に組織大衆に對する特にファツショに關する教育運動を組織的に遂行することが必要である。

(ハ) 大會に於て決定せる運動方針に示されたファッショ政策を具體化すると同時に、ファッショ闘争より切り離すことの出来ない帝國主義體面反對の闘争を更に徹底し勇敢に展開しなければならぬ。

以上の二重要議案を決定したる後、全國勞農大衆黨救済會設置の件「人事竝に統制に關する件」を審議決定するところありたりたるが、人事問題附議に際しては、既定事實たる加藤勤十外六名の脱黨、辭任、等を承認したるに止まり、幾に問題となれる所謂五人組の處分問題に關しては何故か上程せられず、同日午後十一時三十分散會したり。

然れども、國家社會主義轉向問題及之に伴ふ黨の内部的混亂は之を以て完全に解決せるものと認め難く、將來何等かの機會に於て波瀾を惹起するものと觀測せらる。

二、日本國民社會黨準備會の動靜

(一) 中央に於ける情勢 日本國民社會黨は其後次の如く着々結黨の準備を進めつゝありて、四月中には結黨大會を舉行するやの状況にあり。

(1) 各委員會結黨準備懇談會の開催状況

イ、常任委員會(三月五日) 下中外十二名出席し總選舉の結果報告並時局に對する聲明書の發表を決す。

ロ、特別委員會(三月二十日) 下中外十名出席し次の如き協議を爲したり。

(イ) 神戸代表として久留弘三を委員とす。

(ロ) ニュース(毎水曜)及會報を發行する事。

(ハ) 赤松よりの回答を待ちて三月下旬頃に東京、四月二日には大阪の兩地に懇談會を開催し、續いて四月三日大阪に

準備委員會を開きて(開催に至らず)黨規、綱領黨規等の審議を爲し結黨の準備をする事。

(ニ) 結黨大會は四月十七日(第三日曜日)と決す。(決定迄には總聯合代表者は四月三日(神武天皇祭)説を、下中、佐々

井等は、赤松一派の参加後結黨し度として四月二十九日(天長節)説を各主張したるも結局標記の如く四月十七日と定む)

(ホ) 黨誓並綱領案の一部修正案(資料開参照)

(ヘ) 黨規、黨歌、黨旗、マークの審議。

ハ、常任委員會(三月二十五日) 佐々井外七名出席し(傍聴二名)次の如き協議を爲せり。

(イ) 特別委員會に於て協議の懇談會及擴大準備委員會開催の件を承認可決。

(ロ) 東京に於ける懇談會を三月三十一日開催と決定。

(ハ) 結黨大會々場は、芝協調會館とす。

ニ、結黨準備懇談會(於東京三月三十日) 所謂關東地方準備委員會は、大會前の關東地方に於ける最後の會合なるを以て次の如く相當緊張せる論争を爲されたり。

(イ) 出席者 下中 彌三郎 佐々井 一基 坂本幸三郎 淺川保平 神永文三

小栗慶太郎 近藤榮藏 高山久藏 森繁二(神奈川) 濱田藤太郎

宇野信二 柏忠次(茨城) 福島清三 黒澤(群馬) 三田(栃木)

無産政黨の運動状況

清水(八王子)

關根(大井)

深澤(千住)

三輪(淀橋)

他ニ茨城一増玉三名

(ハ)(ロ) 質問、本部報告後清水より他黨との交渉は何人に爲しつゝありやの質問あり、近藤繁盛より「赤松平野の山」なる旨を答へたり。

議事、黨綱綱領等に関し次の如き討論の末常任委員に一任と決せり。

A、綱領第一項中「天皇政治に就て、總聯合側は、天皇と國民との間に介在する一切の権取的存在を絶滅し」云々と規定して、從來の國家(日本)主義團體と混同せられざる様表現すべし、と主張し愛國勤勞黨側は強て天皇政治の如何なるものなりやの説明を加ふるの要なしと強調したるが結局下中等の調停斡旋によりて原案通りと決定せり。

B、黨名の問題に就て愛國勤勞黨側には「大日本國民黨又は全日本國民黨と爲すべく主張したるが、總聯合側は「資本主義打倒後の社會組織は社會主義の組織となるべきは當然なるを以て、日本國民社會黨を變更し難し」と強調し、之亦大體原案通りと爲したるが何れも未だ確定的のものには非ず。

(2) 黨支持團體の結成 日本國民社會黨準備會は、青年運動團體として本年二月十一日國民青年同盟を結盟せしめたる外、更に未組織一般國民層の糾合を目標として、國民中堅同盟の結成を企圖しつつあり。(四月三日創立)

之が提唱者下中の言によれば、「從來の無産政黨運動が、労働者農民のみの結成に重點を置き、教育家、官吏、軍人、會社員、小商工業者、中小地主等一般國民大衆の組織を忘れた爲、之等を敵に廻すが如き結果を生みたるを以て、眞の國民運動たるべきには之等一般國民大衆層を組織せざるべからず」と謂ふにありて、次記方針等によるも、將來は日本國民社會黨に合流せしむるの意圖に非ざるやと思料さる。

黨綱

日本建國の本義に則り健全なる社會の建設を期す

綱領

一、本同盟は、國民運動により一君萬民政治の徹底を期す

二、本同盟は、經濟の生産消費の無統制なる現狀を改め、計畫經濟の實現を期す

三、本同盟は、國際正義の根柢たる可き、資源の公開、人種平等の原則により、世界秩序の創建を期す

四、本同盟は、産業本位による地方自治の確立を期す

方針

本同盟は、盟賢、綱領を貫徹する爲め、同精神の有力諸團體と聯合、合併、支持の形に於て、大同團結主義をとる

(二) 地方に於ける情勢 京都兵庫の各地に準備會の結成ある外(前月報参照)三月中には、名古屋、横濱其他の各地に次の通り準備會の結成を見たり。

(1) 名古屋支部結成準備委員會總聯合會愛知縣主事平澤光雄外七名は、三月十二日懇談會を開催し、黨結成の前に名古屋支部組織の要を説明せり。次で三月十四日縣聯合會長石井光良以下十名會合して左の如く準備委員を決定し、講演會並政治研究會の開催、聲明書の發表を爲す等支部結成に奔命中なり。

準備委員長 石井光良

準備委員 平澤光雄

矢澤清

中山恒助

奥田泰繁

深見弘

無産政黨の運動状況

委員長 森 榮一 書記長 岡本徳藏
委員 岩田道則 机川寅雄 小串蛇之助 高橋寅吉
竹内謙介 大澤安太郎

(3) 八王子地方準備会の結成 全国労働大衆黨八王子支部は元社民黨より分裂したるものにして、客年社民黨合同實現同盟に参加して全労働を支持するに至れるものなるが、其後下中、近藤等の策動により本年一月十日全労働八王子支部を解體し、日本國民社會黨準備會八王子支部準備會を結成することとなり現在約四十名の参加を見たり。常任準備委員は次の如し

(一) 清水三郎 后藤平次郎 上原仙太郎 村上儀三郎 古川秀一 外九名

(4) 茨城支部準備會 茨城縣東茨城郡下中妻村柏恵次(勞嬰)は大正八年頃立憲青年黨員なりと稱して大正十二年頃鈴木文治、加藤勘十等を招聘して演說會を催す等矯激なる言動ありたるが、其後格別の策動を見ず最近に至り下中の提唱せる新黨組織に共鳴し同志を糾合して三月十三日座談會を開き、次で同十七日には下中、近藤、佐々井等を招聘して演說會を開催する等支部結成を準備中なり。

三、社會自由黨の組織計劃

總評議會大阪地方評議會有力幹部飯石豊市、小川孝等は、豫て全國労働大阪金屬平井美人(藤岡文六等と行動を共にしつゝある者)等と連絡して、國家主義運動に轉向すべく策動しつゝありしが、平井等は提携を回避するが如き態度に出でたる爲、同人等は更に

大阪借家人組合

矢勝義雄(勞勞黨員)

元大衆黨員

宮本純一

元關西民衆黨員

宮脇市次

統一無産黨(神戸青柿藩二部)

等と策謀して新たに「社會自由黨」なる政黨を組織すべく、三月二十四日大阪市内中之島中央公會堂小集會室に於て、組織準備會を開催するに至りたるが其状況次の如し

(一) 出席者

總評議會

飯石豊市

總評議會

小川孝

大阪借家人組合

矢勝義雄

元日本大衆黨東成支部長

宮本純一

統一無産黨

青柿藩一郎

労働組合聯盟準備會

宮脇市次

全神戸借家人組合

南貞勝

兵庫縣合同労働組合

北川幸一

辯護士

今堀孝夫

待遇研究會

福田神刀男

全國労働大衆黨東

合田國太郎

鐵工業

松川義明

大阪労働組合

鎌江光太郎

外十三名

外六名

(二) 議事

1. 黨名は「社會自由黨」全國社會黨の二案の中大體前者と決す。

2. 綱領政策規約 別項研究資料の通り草案を大體承認することとなり(規約は右略)同時に別項(研究資料参照)の如く聲明書の發表を決す。

無産政黨の運動状況

無事政黨の運動状況

3. 結集準備委員を次の如く選任す。

委員

宮脇市次 宮本純一 合田國太郎 木田直次 塚田一郎 堀田義一
飯石豊市 山本保 森井清 水野敬一 鐘ヶ江光太郎 熊木義一
今岡一郎 矢勝義雄 小田孝 茶村精一 大橋治房 青柿善一郎
中川光藏 南貞勝 北川好一 西本政一 康榮七
會計 小田孝 書記 宮本純一 欠勝義雄
委員長 當分決定セズ
常任委員
宮脇市次 鐘ヶ江光太郎 合田國太郎(以上大阪)
西本政一 青柿善一郎 (以上神戸)
未定一名(京都)

4. 準備會事務所を大阪市海區南町二丁目五七小田孝方に置く

右組織準備の計劃に對し、總評議會關西評議會に於ては、飯石、小田等の態度に驚き急遽同月二十六日擴大執行委員會を開きて、反對的態度を決すると共に、聲明書を發する所ありたり。

又、統一無産黨に在りては執行委員長青柿が積極的に支持する意圖を有するを以て舉黨(百五十名)参加すべく、此外在神戸、奈良縣人向上會(參百名)亦青柿を顧問と爲し居る爲、會員の大半は之に追隨するものゝ如し。

國家主義運動の狀況

- 一、右傾團體取締に關する事務主管の件
- 二、所謂血盟團事件
- (一) 事件の發生
- (二) 犯人の住所氏名
- (三) 犯罪の動機
- (四) 犯罪の實行過程
- 三、愛國青年聯盟の結成

一、右傾團體取締に關する事務主管の件

警視廳に於ては從來、天皇中心主義、國粹主義又は國家主義等を標榜する團體の主管に關しては其の主張行動の相違により教化團體又は既成政黨政派に直接間接に脈絡を有し主として政治的に策動し來りたる團體を高等課主管とし専ら共產主義に對立し思想的に行動するものを特別高等課主管として取扱ひ來りたるが最近の社會情勢は從來超政黨的に策動し又は黨派的に院外團的行動を執り來りたる團體の中にも其の主張行動に多大の變動を與へ漸次舊勢力との關係を斷ち新興的日本主義又は國家主義或は國家社會主義等の思想を取り入れ全く面目を一新し時勢の潮流に従ひ極めて活潑にして而も其の間奇矯過激なる運動を展開せんとするの情勢に向ひたるを以て斯る傾向を有する團體(教化團體及び政治的策動團體を除く)は總て特別高等課に移管統一することとし三月十六日より不取敢特高係内に警部一名巡查部長三名巡查八名の事務者を置き之れが取扱に當らしむる事とせる旨の通報ありたり。

二、所謂血盟團事件

國家主義運動の狀況

(一) 事件の發生

本年二月九日午後八時五分頃井上龍藏相は本郷區駒込町駒本尋常小學校に於て開催されたる衆議院議員候補者駒井重次の政談演説會に應援の爲同校内に入らんとするや、突如背後より拳銃を以て狙撃され殆んど手當の餘地なく絶命し、犯人小沼正は現場に於て逮捕せられたり。

爾來警視廳に於ては鋭意犯人の周囲の人物を捜査中なりしが、超へて三月五日に至り、又復三井合名會社理事長長男長孫磨の遭難を見たり。團男爵は同日午前十一時二十五分頃三井銀行本店に出席すべく同行内に入らんとせる利那、背後より拳銃を以て狙撃され之亦創傷は致命傷にして同四十五分頃絶命し、犯人菱沼五郎は現場に於て逮捕されたり。

(二) 犯人の住所氏名

本	籍	住	所	職	業	氏	名	年齢
茨城縣那珂郡平磯町磯崎一五三五、月主	不定	不定	無職	無職	無職	小沼	正	二二
茨城縣那珂郡前橋村磯崎一二一五、月主	不定	不定	無職	無職	無職	菱沼	五郎	二二
東京都本郷區四片町三二	不定	不定	無職	無職	無職	井上	昭	四七
水戸市棚町一四	不定	不定	無職	無職	無職	古内	榮司	三三
鹿児島市南林寺町三二	不定	不定	無職	無職	無職	四元	義隆	二五
福島縣信夫郡渡利村磯崎二	不定	不定	無職	無職	無職	須田	太郎	二五
都城市磯崎町三九八	不定	不定	無職	無職	無職	池袋	正氣郎	二八
鹿児島縣日置郡伊集院町下谷口	不定	不定	無職	無職	無職	久木田	祐弘	二三

鳥取市西町三〇三ノ一	東京都本郷區四丁目二一加藤方	東大法二	田中	邦雄	二四
福井縣大飯郡加等村長井三ノ四	東京都本郷區駒込上高士町一九圓田	京大文一	田中	利之	二五
兵庫縣津名郡岸屋町久留麻	京都市左京區田中門前町四三勝榮館方	京大法一	森	憲二	二二
熊本縣鹿本郡稻村三三九	京都市左京區田中門前町四三勝榮館方	京大法二	星	子	二五
茨城縣那珂郡前橋村磯崎二四	不定	無職	黒澤	大二	二三
東京都本郷區四片町二〇	東京都本郷區駒込橋元通野川二四二	建築設計監督	伊道	廣	四五

(三) 犯案の動機

1. 井上昭の経歴 本事件の中心人物たる井上昭は、東洋協會専門學校を中途退學し明治四十一年滿洲に渡りて諸所を流浪し、所謂第三革命には某支那人の部下に屬して活動せる事ありしが、超へて大正十四年頃よりは故田中大將の紹介によりて、田中光顯伯に接し又、同伯執事高井徳次郎とも知己となるに至りしが其の頃より漸く國家社會主義の研究を爲す事となれり。

更に昭和二年夏頃には靜岡縣原町所在松陰寺に入りて禪學を修め其間身延山にも往復して日蓮宗の研究を爲す所ありしが、翌昭和三年春頃よりは茨城縣下通稱ドン山に於て日蓮宗による加持祈禱を施しつゝある中相當世人に信用を得るに至り、同四年十二月頃には、水濱電車會社重役竹内勇之助及前記高井徳次郎等が土地の發展策として茨城縣磯崎町に日蓮宗奉安堂護國堂を建立するや、其の佳職となり翌五年十月迄在任せり。

2. 犯人等の思想的萌芽 井上は右護國堂に在住中共犯者古内(當時同地前濱小學校訓導)と思想的に共鳴し、黒澤、小沼、菱沼を始め川崎長光等附近の青年を定期的に集合せしめ之等に日蓮宗の布教を爲す傍ら、右傾雜誌「明德論壇」急進「疾風」等

を中心にして社会問題經濟問題等を研究論議せしめて極端なる右傾思想を扶植し一面當時日本國民黨（昭和四年十月創立）昭和六年十一月生産黨に合流）書記次長たりし鈴木善一を介して之等青年を同黨に加盟せしむるに至れり。井上は既述の如く昭和五年十月頃護國堂を同縣下久昌寺役僧高崎寛亮なるものに譲りて上京することとなりたるが、其秋別の辭として共犯者等の送別宴の席上、總て此俗界に於ては直接行動に依るに非ざれば事物を解決する能はず血を流してこそ我々の目的を達成し得べしと云々と極めて激越なる煽動を爲し其後も屢々同地に来りて、右傾思想の注入に努めつゝありし爲當時所轄署に於ては古内、黒澤等を取調べ戒告を與ふる所ありたり。昭和五年秋海軍々縮問題の勃發するや當時の右傾十團體（日本國民黨も參加）によりて全日本愛國者協同會（略稱日協）の成立ありたるが鈴木善一は右日協の前衛隊組織を井上に語り、更に井上の意を承けたる古内は小沼、菱沼、黒澤、川崎長光四名に對して個々に「此際國家の爲に盡する決死的覚悟ありや」を訊して右前衛隊加盟を慫慂せり。茲に於て小沼等は昭和六年二月頃各々上京して同年四月前衛隊の血盟に参加するに至りたるが同年五月頃日本國民黨は寺田稻次郎と鈴木善一の間に内訌を生じたる爲、具體的行動に入らずして小沼等は鈴木の周旋によりて行地社（大川周明主宰）に寄寓することとなり。入

犯行の協同 嗣つて井上昭は幾に昭和五年十月頃上京してより級上の如く古内小沼菱沼等と緊密なる連絡を保持する一面、古内と共に東京府豊多摩郡代々木上原一、二八六漢學者成郷事權藤澤太郎方に入出入する内同様藤澤方に入入せる海軍少佐倉藤井齊寛共犯者須田、池袋、四元、久木田、田中、田倉、星子、森等との間に、天皇中心の國家建設に就きて論議を進めつゝある中何れも其意見相一致し、之が手段として、直接行動（彼等は直接行動其ものは効果薄きも、此影響

は極めて廣く之が所謂革命の導火線となり得るものなりと謂ふ）を主張し、尔來犯人等は右藤澤方隣家空屋に屢々會合して協議を爲し本年一月上旬頃に至りて所謂血盟團の結盟を見ることとなり。

（四）犯行の實行 井上昭は豫て親交ありし故藤井少佐（八挺）及伊東少尉（二挺）より昭和六年秋頃ブローニング小型三銃銃銃弾數百發を入手し、之を前記藤澤方隣家に藏匿して犯罪實行の際使用する事と爲し決行の都度實行者に交付することゝ爲せり。然して本年一月三十一日には、井上、古内、田倉、須田、池袋等の間に井上の提議せる

（イ）直ちに吾々民間の手に依りて直接行動に移るや

（ロ）近く必ず起るべき革命の本隊に合流して之と行動を共にするや

の二案に就て討議の結果、前者を選ぶ事に決し次の如く目標人物を定めたり

大 養 毅	鈴木善三郎（菱沼）	床次竹二郎（田中）	若槻禮次郎（田中田倉）
井上準之助（小沼）	幣原喜重郎（久木田）	團 琢磨（菱沼、黒澤）	池田 成彬（古内）
郷 誠之助	三井八郎右衛門	岩崎小彌太	木村 久壽彌太
大倉喜七郎	安田善次郎	住友 吉右衛門	各務謙吉
西園寺公望（池袋）	牧野 伸顯（四元、田倉）	徳川 家達（須田）	伊東巳代治

（括弧内は既述の犯人銃暗殺實行の機會を狙ひつゝありし犯人氏名）

中犯人等の目標人物に對する個人的分擔の決定は各々自由選擇にして其中出により井上より直接又は古内須田四元等を介して拳銃を交付し夫々個人的に指令し又は注意を與へつゝありたり。斯くて各犯人等は目標人物の旅行途次を擁し或は其私邸

國家社會主義運動の状況

五二

附近に止留して執拗に狙撃の機会を窺ひつゝありて遂に井上、岡田狙撃事件の發生を見るに至りたるが、之を端緒として共犯者全部を検挙することを得たり。而して小沼は二月十二日他の十三名は三月二十九日何れも殺人罪として起訴され、小沼をも併合審理する事となれり。

三、愛國青年聯盟の結成

岩田愛之助の主宰する愛國社の青年分子は、「今日の急務は既成政黨、悪資本家賣國的思想團體の橫暴跋扈を排撃して舉國一致眞の日本國を建設して皇道を世界に宣揚する」(愛國青年聯盟組織の趣旨)の趣旨の下に、三月十日組織準備會を持ち、超へて同十五日國民新聞社講堂に於て之が組織大會を舉行したるが其綱領、盟誓、次の如し、(宣言は資料欄参照)

盟誓

吾等は純眞潑進たる青年の立場に依り犧牲殉國の精神を以て團結し大日本帝國の國威を發揚せむことを期す

綱領

一、吾等は建國の本旨に則り刻苦勉勵以て人格の向上を圖り國家の忠良なる國民たらむことを期す

二、吾等は政黨政治を排撃し非國家主義的思想の撲滅を期す

三、吾等は大陸擴張政策の確立遂行を期す

四、吾等は常に愛國の眞髓に基き祖國防衛の士たらん事を期す

五、吾等は正義に依り正しき輿論の喚起を期す

労働運動の状況

一、全國労働組合同盟とファシヨ化問題

二、全國労働組合同盟代表者會議及中央委員會状況

三、官業労働組合同盟中央委員會状況

四、交通運輸聯盟ゼネスト計畫の挫折

五、横濱市電労働争議状況

一、全國労働組合同盟とファシヨ化問題
滿洲事變を契機として速かに擡頭せる觀ある無産階級運動上のファシヨ化の傾向は、總聯合の新黨樹立聲明を魁として多少の差こそあれ殆んど各派團體を襲ひ、新黨の樹立乃至戰線統一の問題を繞りて團體内部に思想的軋轢を招來しつゝあるかに見受けらる。今全國労働内部に於ける之が概況を示せば次の如し

(一) ファシヨ化賛成派とその主張及行動

賛成派重立者 (統制委員長) 藤岡文六、(中央委員) 望月源治、安藝盛、今村等、(前中央委員) 龍木與市、(執行委員) 私部英治、平井英人、(東京聯合會長) 岩内善作

(二) 主張 (要領) 1、政黨本位の議會政治を打倒し傳統的國民思想に立脚する完全なる君主獨裁制を確立せんとす。

2、經濟的には大體國家集産主義に則り主要なる生産手段を國有とする外無制限なる財産の私有に反對し(必要を限度とす)一般的には搾取なき新社會の建設を目標とす。

3、故に選舉黨に非らずして行動黨たるは勿論其目指す所は所謂プロレタリア革命と相去る事甚だ遠きものなり。

労働運動の状況

五三

4、従て又革命遂行の手段に於ては純然たる直接行動主義を主張するものなり。此點に於て一切の無産黨運動と根本的に相異す。

5、革命的勢力の結果に於てもプロレタリア運動と異り凡ての反資本主義的勢力の外更に廣汎なる現狀打開論者を包摂せんとするものなり。只立場上國民の最大多数を占むる労働者農民其他の小市民層を以て革命的勢力の中心となすは當然なり。

但し其の先頭に立つものは破壊的實力を有する軍部に求めんとする點從來の一切の革命運動と異なるなり。

6、共產主義を初め一切の反國家運動の撲滅を期する點に於ては純然たる反動的國權論を主張するものなり。滿洲問題に對する軍部支持の如き則ち之なり。

尙本月十日大阪に於て全労働部二十餘名會合、ファツショ問題に關する懇談會を開催せるが、之が席上に於ける私部英治の運動方針變更論として述べたる要旨左の如し

『大衆黨は從來政治的意見を明確にせず、而して此の政治的意見を明にせざることを以て職權統一黨當然の態度として全國労働者之を支持し來れるが而も其の統一の不可能なるは過去の闘争に於て立證せられたり。

故に此際凡ゆる反資本主義的諸勢力を打て一丸となすに足る明確なる政治的方針を定め以て全大衆の向ふ所を明にすべしと主張するものにして、其の所謂明確なる政治的方針とは國家社會主義的原理に基く革命の遂行を指導するものなり。又大衆の向ふ所を示すとは労働者農民の組織の現狀が決定的階級闘争展開の實力無く、従て一般の無産運動は自ら革命に對する信念を欠く狀態なるが、若し夫れ革命遂行の實力を有する軍部關係と提携せんか、根本的に動搖せる日本資本主義を打倒するは極めて容易の業と云ふべく茲に

一切の反資本主義的諸勢力は燃ゆるが如き革命的信念を以て奮然として我々の傘下に集まるべし、尙日支問題に關しても此は帝國主義競争に非ずして只日本の既得利益を擁護するに外ならず、故に我々は軍部の方針を支持すべきものなり』

(ハ) 行動、賛成派は内部的に同志の糾合に努むる。一方本月六日開催の全國代表者會談(別項参照)を機とし同會議席上及之に前後して開かれたる中央委員會、懇談會等に於て右主張を力説し議論沸騰して論議曉に達せる事あり、又中央委員會に於ては全労働黨に提出する意見書(別項参照)の承認を求むる處ありたるも、之等席上に於ては感情の激化を避くる爲或は反對派優勢等の爲遂に其の目的を達し得ざりしが、十一日附を以て今村、藤岡、安藤、望月、岩内の五名連名にて黨に意見書を提出して統制上の物議を醸し、更に又今村は單獨名義を以て資料閣掲載の如く『滿蒙問題と我等の意見』と題するパンフレットを作成各方面に配布する等専ら多数同志の糾合に努めつゝあり。

(二) 反對派の動靜 反對派は中央委員菊川忠雄、鈴木悦次郎、大阪聯合會幹部大森種市等を始めとして少壯派之を占め、十日開催の懇談會席上多数決に依り

(1) ファツショ運動に加盟せる組合幹部に對し黨懇談會に於ける方向轉換反對中合せを遂行反省を求むること

(2) 組合幹部中には各組合支部を訪問し、物かにファツショ加盟を勧誘しつつあるものあり、之等は今後發見次第組合の統制を棄すものとして本部に除名處分を要求すること

等の中合せを爲す處あり、又同盟本部に於ては十三日常任執行委員會を開き、今村外四名の黨に提出せる意見書問題につき對策協議の結果、今村一派の行動は組合の統制を棄すのみならず組合の機關を通じて爲されたる如く誤解を招く處あり、之を放任するに於ては一般組合員を動搖せしむるを以て緊急通達形式に依り聲明書を發表し一般の自戒を促すこと

に決定を見たり。更に又大阪に於ける青年部員等は「フアツショ排撃闘争に關するテーゼ」を作成之をパンフレットとして發行すること及青年部を確立して各種會合を催し本問題を大衆的に討議攻撃する等の中合せを爲したり。状況以上の如くにして現在に於ては尙る反對派の勢力大勢を支配し、而も一支部乃至一組合等集團的に去就を決するものなく、殊に委員長大矢庄藏の如き分裂を懼れて其の態度を明かにせず、加之種々兩派の急先鋒と雖も敢て分裂を賭して争ふ意思なきものの如くなるも、之が對立は漸次激化しつつあるを見受けらる。

二、全國労働組合同盟全國代表者會議及中央委員會狀況

標記全國代表者會議は本月六日大阪中ノ島中央公會堂に於て、又中央委員會は翌七日大阪労働學校に於て夫々開催せられたり。

而して前記代表者會議は正式機關にあらずも「六年度大會未議案々案處理、内紛後の新陣容確立、組合結成の使命たる戦線統一運動展開の爲便宜中央委員會に於て決定」(主事上條愛一司令の辭)召集せられたるものにして、參會者本部員一六名各組合代表者三八名、計五四名、傍聴者約二〇名(組合員以外は絕對謝絶)を算し委員長大矢庄藏議長の下に左記議案の審議決定、中央委員會に於て豫選せる新役員の承認等を爲したるが、フアツショ問題の爲終始異常の緊張を示し、就中中心議案たる戦線統一問題の論議は本同盟運動方針の中核たる關係上、フアツショ問題を中心として討議實に眞剣味を帯び相當注目に値するものあるを見受けられたり。又本會議後始末、フアツショ運動議案の爲開かれたる中央委員會は

- (1) 戦線統一問題は上條愛一外四名の特別委員を選任調査研究すること。
- (2) 五十萬突進運動は全國各地方に十五名の特別委員を選任指導すること。

(8) 切手制度は上條主事に一任直ちに實施すること。

等を決定せるも、フアツショ運動の討議は賛否二派に分れ夜を徹して論議せるも妥協成らず、拂曉五時に及び今村は自由行動を執るべき旨言明し、反對派も殆んど施す術なく遂に決裂の儘散會するに至りたり。

今代表者會議に於ける議案々案、新役員氏名其他を示せば次の如し

(一) 議案々案

- 1 自主的労働組合法獲得に關する件
- 2 反動的労働組合法改選爭議調停法紛争閉争に關する件
- 3 失業保険法制定要求に關する件
- 4 労働組合戦線統一に關する件
- 5 国際労働會議排撃の件
- 6 日本労働クラブ加盟支持に關する件
- 7 日本労働クラブ組織排撃に關する件
- 8 一切の暴行法令撤廢の件
- 9 内務省令の徹底的改廢に關する件
- 10 交通事故特別裁判法制定要求の件
- 11 健康保険法改正に關する件
- 12 青年部設置に關する件
- 13 失業反對闘争に關する件
- 14 會計切手制度採用に關する件
- 15 全國労働内部に於ける産業別組合組織實現の方針確立に關する件

(二)

- 13 最低賃金法制定要求に關する件
- 14 同一産業に於ける男女同一賃金獲得に關する件
- 15 内務省主事從業員全國的結成の件
- 16 都市從業員の組織化に關する件
- 17 第二次世界戦争總對反對闘争に關する件
- 18 大會宣言
- 19 宣傳闘争に關する件
- 20 役員氏名
- 21 中央執行委員長 大矢庄藏、主事兼會計 上條愛一
- 22 統制委員長 藤岡文六、同上委員 井上良二、岩内清作、關根三、森守(外兵庫縣第一)、中央委員 山内録吉(死)、山口常次郎、鈴木俊次郎、桑島清海、土安義隆、今村等、山下榮二、川忠雄、茅野眞好、白島廣近、植山重義、高橋松次、關西事務局局長 山内録吉(死)、同上主任 安藤隆
- 23 專門部長 平澤部 山口常次郎、組織部 白島廣近、政治部 大矢庄藏、教育部 菊川忠雄、法律部 田方清良、調査部 河野清山、出版部 内田佐久郎、婦人部 岩内とみえ、國際部 山内録吉(死)、顧問 高野岩三郎、棚橋小虎

(三) 第三陣線労働組合統一に関する件

提案理由説明

菊川 忠雄

説明要旨

本問題の極めて重要な事、而して其の實行の困難なる事は今更述べる迄もない事である。我々労働組合は創立以來凡そ二年間に亘つて此爲に闘つたが其の結果は却て日本労働俱樂部問題等で既存組織までも揺るがす事になつてをみた。併し我々は労働俱樂部問題に於ける結果が不良であつたとは云はない。職分分裂の政策を以て臨んだものゝあつた爲である事を認めて今後斯る場合に於て前轍を踏まない様にする事が肝要であると思ふ。

然し我々は今全労働のみに就て考へるのでなく全般的に見て我國の労働組合組織の甚しく分散的である事は云ふ迄もない。何が爲に然るかに之に就ては大に研究すべきものがあろう。我々我々はそれが餘りに眼念的であつた事を否定する譯には行かない。故に我々は之等の諸問題を清算して現實に即した確たる方針を固てなければならぬと思ふ。之に就て先づ我々は全労働の對内的事情と對外的關係との二つに分ちて考へる事が必要であると思ふ。我々は今ここで色々具體的な方針が確立せられたからと言つても夫れが近き將來に於て其儘其効果を現はすものと考へてはならない。何となれば我々全労働が切に職分統一を期するも他の組合が之に共鳴せず又は反對する場合がある。故に我々の正しい方針に

それは從來も正しかつたのであるが之を實行に移す前に先ず我々自身の準備的行動が必要となる。此の事は理由書の中にも述べて置いたが産業別整理を行ふ事が肝要である。云ふ迄もなく我國に於ける労働組合は自然發生的のもので夫れが其儘地方的に合同或は分離したので甚だ難然たる形勢を採つてゐるのである。勿論産業別組織に依つて居るものもあるが一般的に見て複雑無秩序な形勢であると思ふ。故に我々は之を整理する事が必要である。我々我々全労働のみに就て考へても其の全勢力を掻き集めた所で完全なる闘争的實力を備へたもののみの産業別組織とする事は出来ない。日本紡績及鐘山労働の如きは全國的單一組織を採つてゐるが、金屬の如く充分の條件が整つてゐるものと雖も今直に産業別組織を採る事には相當の困難がある。今我國に於ける組織状態は労働者總數四百五十萬人に對する三十五六萬人で僅かに七〇程度に過ぎない。故に労働組合の影響力は淺年深まりつゝあるが地方によつては殆んど無影響の所もある。故に今後此未組織大衆に労働組合の影響を普及せしむる爲には自然發生的な労働組合でもかまはず之を盛り立てて行く事が必要である。労働組合と云ふ程度に至らない媒介體でも夫れに充分の價值を認めてやらなければならぬ。此の意味に於て我々全労働の現状は理想を去る事甚だ遠きに不拘尙現在に於ては極めて重要な不可缺

の存在形勢である事を認めなければならぬ。要は闘争實力を考へて又地方的特殊な事情を考慮に入れて闘争力の効果を深からしむる事を以て原則としなければならぬ。以上が我々の對内的方針の根本である。

次に議案中に掲げた第一、第三の問題は互に關聯してゐるのでありまして漸次御瞭解が願へると思ふ。第一は對外的に全労働として二つの方針を持つ事が必要であると思ふ。

其の一つは今日の我國に於ける各組合は何れも政治的意見の相異故に各々傳統を異にして居る事は申すまでもありません。故に我々は斯の如きものを打つて一九とする。爲には全統一派の云ふ如く大衆的壓力による下からの合同論も一概には排斥せぬ。然し其れのみが合同の爲の正しい職務と思つてはならない。獨逸、英國其他歐洲諸國に於ける如く労働組合の勢力が非常に強大な勢力を有する所謂大衆的壓力なるものが相當に重要で時に幹部の意見等を覆はしてしまふ事もある。我々我々我々に於ける現状は各組合共其の勢力が非常に微弱で大衆的壓力等と云ふ様なものは無いと云つてもよい位のものである。殊に各組合共其組織の基礎が大體小規模工場に在るに於て尙更然りと云はなければならぬ。然し我々は組合大衆の壓力による下からの合同論を排斥するものではない。只之と交互的に上からの合同運動を必要とするのみならず卑ろ之に重點を置かんとするものである。斯る方法に依つてのみ合同統一を効果的に發展せしむる事が出来ると信するのである。

労働運動の状況

る、而して斯る上からの合同統一闘争を展開する一つの方法として我々は「共通の問題を協同的に討議し可能範圍の共同闘争」を主張するものである。例へば労働クラブ等を利用する事も其の一策である。我々が日本労働俱樂部を支持し之に参加したのは斯る見地から労働運動上の共通の問題を共同討議し更に之を共同闘争に迄引き入れるとする爲であります。此の我々の方針が正しかつた事は今や明白で創立後僅か半年しか経過して居るに不拘各加盟組合間の政治的意見の對立は漸次緩和せられて來て第三回會合の場合の如きは早くも實業労働方面から全實業關係の諸別整理問題が懸へられる迄に至つてゐるのである。又日本海員組合は社民黨系然が所謂三反主義を可決して、之を支持して行きて度いと洩らしてゐる状態である。斯くなつて來た以上例の俱樂部規約中の階級性問題等も自然解消してしまふものと思はれる。之が我々の對外的方針の一つであるが今一つ我々は從來の統一運動に於て過渡的段階の形勢たる全國會議又は協議會等を目して直ちに之を定局的統一體と誤認して來た事を否む譯には行かない。然し媒介的の中間的形態と定局的の統一體とを混同すべからざるや明白である。我々は斯様な見地から日本労働俱樂部を全國的組合會議に迄發展せしむる一方此俱樂部を通じて直ちに地方的の章

労働運動の状況

別協会の如き機関を作り之を更に全国的別協会の発展せしめ度いと考へてゐるのである。勿論之に對して全國組合會議と全國別協会の間に矛盾衝突が起らぬかと云ふものもあるが之は既に充分發展した場合の形態であるから兩者は自ら全國的別協会の云ふ最高統一體の中に解消するものと解するのである。云々

「提案理由に對する質問討論の状況」

前記菊川の提案理由説明に對しては、鈴木悦太郎、望月源治、山本辰三、井上良二、熊本與市、崔、伍三、等より種々質問ありたるが此間望月、熊本一派はフアツシズムを暗示して政治的意見を明示すべからずとなす菊川に反對するに對し鈴木悦太郎一派はフアツシヨ的態度を以て望月一派を反對する一面全然政治的意見を明示すべからずとなす菊川に對しても反對の態度を示し而も其間何れも實際を論じてフアツシヨ・アンチフアツシヨ共に露骨なる表現をなさず勢ひ相互徹底を缺くものありしが尚議場は極度に緊張し稍々不穩の情勢ありしに、大阪聯合會、井上良二は質問及討論打ち切の動議を提出して此の空氣の轉換を計らんとしたるが、大阪聯合會、熊本與市、は之に反對し質問の打ち切は可なるも全然討論を爲さざるは不當なりと主張し、崔、岩内善作も此の間に立ち双方を妥協せしめんと努め、菊川忠雄も妥協説を稱へ適當の時間迄討論を続け都合を見て討論打ち切の出たる時は

何人も之に反對せざる事、此間一切議事休戦によらず懇談的氣持を以て討論せられては如何と提議したる爲漸く平靜に歸し爾後討論に入りたり。望月源治は資本主義の安定期に於ては現も角現時の如き極度の行詰り状態に在る時徒に政治的意見を明にせざるは労働運動を純經濟闘争主義に墮落せしむるものである。我々は日本の資本主義が最後のドン場に立てゐる事を明に認識するが故に階級闘争の立場に立ちブルジョア支配打倒を目標とし政治的權力の核心に向て勇敢に突撃すべく労働大衆の向ふ所を明示すべきであるのみならず否でも應てもブルジョアをして屈服せしめずには已まない様な方法をも明示すべきであると信ずる。此の意味に於て我々は指導精神を明白に組合も黨も共に一歩前進して統一階級運動の發展を期すべきである。云々

と主張したるに對し、鈴木悦太郎は望月君は労働組合運動の現状が一ヶの決定的勢力たらざる事を承知して居り乍ら一舉に政權獲得を目指して進めと云はれるが夫れは我々の運動の上に労働組合以外更に力強い他の要素を含まめんとするのであるかと望月に對する質問を發したるが、望月源治は労働者農民が中心でないとは云はない然しそれだけが資本主義を打倒し得るものではない、帝國主義反對等のスローガンを掲げて居り乍ら實際上一ツ出来ぬではないか、故に我々は斯る空急佛でなく現實に民衆の要求と接する運動を遂げなければならぬ、我々は重ねて云ふ

が我々の運動は從來餘りに經濟階級主義でありすぎたのである云々と鈴木悦太郎は更に望月に向ひ全國大衆黨は労働本位の經濟階級主義で政治に對する確乎たる闘争、權力の核心に對する闘争が出来ない云はれる様であるが果して然らば望月君は此の權力の核心を衝く力、其主義的の力は何であるとするか此の點は極めて重大であると考へるが故に強て聞き度いのである、我々が權力の核心を衝き得ないと斷言せられる以上其の核心を衝き得る有力なる力の何であるかの説明を求むるは當然である云々と迫りたるも望月は明白に之を拒否したり。

と思ふが夫れとは別に組合大衆は本部案を絶対無條件で承認するであらう事を信ずる。

とて一切の言葉を封鎖したる爲直ちに採擇に移り滿場一致原案可決せり。

(四) 立憲

今や資本主義の内部的矛盾は益々激化し外には世界戦争の危機は愈々切迫し内には金労働階級の生活の極度の不安と窮乏を告げつつある。

此時に當り労働階級の大衆的要望は唯一つ階級的立場に立脚して日常闘争を敢行し以て生活權を擁護伸張し後進資本主義の打倒に邁進するにある、今日反動の嵐の荒れ狂ふ只中にあつて階級的に對して大衆的なる労働組合運動の確立は益々必要なる使命となり來つた、我々全國労働組合創立以來遂に第一階級的大衆的労働組合の確立の爲に闘争し今日名實共に我國陸上労働運動の中堅として全労働大衆の信望を集め來つた、但し昨年後半期に於て我が陣營に集ふ一部の分裂主義者は労働俱樂部反對に名を藉り我等の城壁の擁護を策したのであつたが我等はかかる分裂策動を二掃して益々陣營の純固を鞏固にして一切の反動に抗して邁進しつつある、今日狂暴なる資本の攻勢下にあつて組織にストライキに教育に宣傳に斯る効果を收め政治と經濟の一切の闘争に勇躍しつつある我々全國労働の實踐こそは我等の地位と使命が重寶性を裏書するものたることを確信する我等はここに全國代表者相合して一層我等の使

労働運動の状況

が我々の運動は從來餘りに經濟階級主義でありすぎたのである云々と鈴木悦太郎は更に望月に向ひ全國大衆黨は労働本位の經濟階級主義で政治に對する確乎たる闘争、權力の核心に對する闘争が出来ない云はれる様であるが果して然らば望月君は此の權力の核心を衝く力、其主義的の力は何であるとするか此の點は極めて重大であると考へるが故に強て聞き度いのである、我々が權力の核心を衝き得ないと斷言せられる以上其の核心を衝き得る有力なる力の何であるかの説明を求むるは當然である云々と迫りたるも望月は明白に之を拒否したり。

此の兩者の二問一答により一般の問にも漸く問題のフアツシヨに集中せるを感じたるものゝ如く議場は一段の緊張を加へたるは勿論今や發言兩論の間に漸く感情の激しつあるを察し、熊本與市、茅野道好等は強て論議を轉換し「無條件合同主義」も一ヶのイズムなり、故に寧ろ「反資本主義」と云ふ事に一致を求め非て政治的意見を各個の自由とし而も大衆黨の立場を離れざる事とに和して本部案承認を主張したるが、大矢啓三、従来の分裂はイズムの對立ではなく分裂後に勝手な理屈をつけるのである、故に職權統一に邁進する爲には個人的中傷や批判は大に戒むべきで只我々の「節の御旗」則ち無條件合同主義を死守せられ度い、幹部諸君には立場上からも其他からも色々批判的御意見があるだらう

と我々の運動は從來餘りに經濟階級主義でありすぎたのである云々と鈴木悦太郎は更に望月に向ひ全國大衆黨は労働本位の經濟階級主義で政治に對する確乎たる闘争、權力の核心に對する闘争が出来ない云はれる様であるが果して然らば望月君は此の權力の核心を衝く力、其主義的の力は何であるとするか此の點は極めて重大であると考へるが故に強て聞き度いのである、我々が權力の核心を衝き得ないと斷言せられる以上其の核心を衝き得る有力なる力の何であるかの説明を求むるは當然である云々と迫りたるも望月は明白に之を拒否したり。

此の兩者の二問一答により一般の問にも漸く問題のフアツシヨに集中せるを感じたるものゝ如く議場は一段の緊張を加へたるは勿論今や發言兩論の間に漸く感情の激しつあるを察し、熊本與市、茅野道好等は強て論議を轉換し「無條件合同主義」も一ヶのイズムなり、故に寧ろ「反資本主義」と云ふ事に一致を求め非て政治的意見を各個の自由とし而も大衆黨の立場を離れざる事とに和して本部案承認を主張したるが、大矢啓三、従来の分裂はイズムの對立ではなく分裂後に勝手な理屈をつけるのである、故に職權統一に邁進する爲には個人的中傷や批判は大に戒むべきで只我々の「節の御旗」則ち無條件合同主義を死守せられ度い、幹部諸君には立場上からも其他からも色々批判的御意見があるだらう

命の主要なるを自覚し陣營を固めて邁進することを宣言するものである。

七年三月六日

全国労働組合同盟代表者會議

三、官業労働組合同盟中央委員會議況

本同盟は茲に社民黨大會に際し所謂三反綱領に依る戦線統一方針の決定を見たるに據らず、遂に黨役員の辭任を申出で相當斯界に衝動を與ふる處ありたるが、本月二十一日大阪本部に中央委員會召集の結果、無産黨の戦線統一問題につき、黨從來の方針をば何等變更の要なしとの態度を表明すると共に黨役員の辭任保留と決定せり。今當日の協議事項を示せば次の如し。

(一) 官業労働組合同盟規約改正の件

改正要諦……構成員を擴張して官公署又は之に類似の事業とせしむること、黨門部に調査部を増設すること、地方同盟會と聯合會と改稱すること、同盟費を四錢と限定すること等。

(二) 本年度大會期日の件

來る六月十九、二十日の兩日東京に開催すること。

(三) 無産黨戦線統一の件

左記の如き決議を爲すと共に、戦線統一をより効果的ならしむる爲左の委員を選任す。(東京) 渡邊善吉、渡邊年之助 (大阪) 川村保太郎、辻井安次郎、(九州) 濱田文作

決議

1. 吾等は無産階級政治運動に於て從來執り來つた運動方針及戦術に重大なる變更を加へる必要を認めず

2. 吾等は現下當面せる社會狀勢を考へ強力なる無産黨の出現を必要必至と認め即時社民黨大衆兩黨の結合に依る強力な新黨樹立を急務と爲し、是が實現に向つて最善の努力を爲す。

(四) 中合事項

(一) 同盟役員は社民黨第六回役員會に於て當分役員を辭任することを申出たるも安部黨首の懇請と、當面の黨情等を考慮し、留任することに決定、無産黨黨合同促進に向つて活動すること。

(二) 日本交通労働組合連盟ゼネスト計畫の挫折

交通の活動狀況乃至ゼネスト計畫に關しては連日既報の處なるが、所屬横濱市電共和會の對市闘争は別項争議狀況に見るが如く著しく急迫を告げたる爲、三月九日急遽關東地方委員會を召集三月十二日横濱市電當局の回答不滿の場合には更に再要求書を提出し、三日以内に回答を求め之亦不滿の場合には急、交通加盟團體のゼネストを斷行することに決したり。

二斯くて翌十日代表等内務省を訪問、横濱市電の入件費削減緩和方及神奈川縣當局の取締問題につき陳情する一方「横濱市電の大削減は急速に對する挑戦だ」斷乎ゼネストで粉砕しろ」と題する印刷物を作成、加盟團體に配布して専ら煽動に努むる處あり。

○關東東京交通主動と爲り大阪市電自助會と連絡の下にゼネスト計畫を進め、十二日附「總罷業宣言」と題する印刷物を作成、東京、横濱の各市電職場に配布すると共にアヂトを設け、非合法的戦術の下に所屬團體に對し連絡員を協かに派遣し、横濱市電の罷業を機として十五日一齊ゼネストに移るべく準備する處ありたるも、警視廳當局に於て適宜嚴重なる取締を行ひ全く不穩計畫遂行の餘地無からしめたるを、一面横濱市電の急速なる解決等は遂に十四日東交名、十六日總本部名を

以て罷業打切聲明書を發表するの餘儀なきに至らしめたるものゝ如く、茲にゼネスト計畫も畫餅に歸したり。其後に於ける聯盟の情勢を見るに二十二日附を以て「敗戦の中からゼネスト再舉へ」と題するニュースの發行を見、東交も亦「自己批判に依つて次の勝利へ」と題するリーフレットを發行、目下横濱市電機業者の善後策と共に再舉に胸中ものの如し。

五、横濱市電爭議状況

横濱市電機業者は市電當局が昭和六年度豫算一割減を斷行し更に本年度豫算五分を削減（員三分の二減）せる爲め市當局に對し豫算削減反對運動中の市當局の態度頗る強硬にして到底其の目的の達せられざるを看取するや交總本部の指令に基き三月十三日始發電車より總罷業を決定、翌十四日解決を見たるが其の状況左の如し。

一、従業員数

内訳

- (一) バス 運轉手三八三、車掌四九三、監督一五、役員六、計一九七名
- (二) 電車 運轉手四〇一、車掌四〇八、計八〇九名
- (三) 助手二四、役員二六、雇員九四、信託一三、吏員一八、計一七五名
- (四) 工務軌道四五、車庫一四二、變更一六、電線工夫三七、自動車庫二五、計二六五名
- 二、平常運轉車数
- (一) 電車最高運轉車数 一四五、最低一〇〇

- (二) 一日平均運轉車数 午前六時九二、同七時一二九、同八時一三九
- (三) 各車庫車数 生麥車庫四六、栗田車庫三二、瀬田車庫六五、浅間町出張所三、バス運轉車数四二、乃至四五

三、罷業員数 (一) 運轉手、車掌、約七六〇名 (二) 工務課及市営「バス」は参加せず。

四、罷業状況 生麥車庫に於ては罷業指令稍々不徹底の向もありたるものゝ如く相當運轉の開始を見たるも途中或は勤務中罷業に参加し僅かに二十数名を残したる外栗田、瀬田各車庫は浅間町出張所に於ては總罷業の状態にありたり。

五、市當局の對策 市電當局にありては罷業の空氣を察知し電氣局長名を以て前後三回に亘り従業員の輕率行動を警告する處あり、一方一般市民に對しても「バス」を配布して諒解を求め、争議に入りては豫て定むる非常動員規定に基き急遽運轉の配備に就かしむる等遺憾なく對策を講じ午前七時には既に四十四臺の運轉を開始したるが尙此際不良分子を一掃する意味に於て午前九時三十分運轉手眞島甚十郎外三十八名の解雇を發表し益々強硬なる態度を示せり。

六、爭議團體の活動 罷業團體に於ては中心分子の大半を檢束せられたると一方解雇の發表ありたる爲め善後策を講ずべく午前十一時二十分より約三十分間に亘りて共和會本部に於て臨時總會を開開、出席者約三十名に及び協議の結果議案「復職款項の件」外三項目を可決し實行委員一六名を選任せり。

七、解決状況 右實行委員等は前後二回に亘りて電氣局長を訪問、無條件復職、賞與削減反對の二條項に付款項する所ありたるも拒絶せられたる爲め一同引責辭任し新たに一七名の實行委員を選出せり。然るに先是縣特高課長は市當局及實行委員に夫々注意を與へ極力斡旋の勞を採りつゝありたるが十四日午前九時代表者一七名は電氣局長を訪問特高課長立會の下に前

記帳書の通り圓滿解決せり。
八、警察取締状況に備ふるため豫め市内各署長並高等主任を召集協議を遂げ緊密なる計畫の下に視察警戒に當りたるが偶々三月十一日夜交總本部員竹内昌平、全市電中央副委員長山中源一郎の「アジト」を發見共に檢束し更に翌十二日交總本部書記小堀夙夜の「アジト」を發見本名を檢束せる外指導部より各支部従業員に配布せる秘密指令を發見せる等取締上遺憾なきを得たり。

左記

今回ノ横濱市電氣局ニ於ケル従業員ト市電局トノ間ニ於ケル紛議ニ付テハ神奈川縣警察局ノ發從ニ依リ左記條件ヲ以テ圓滿解決シタルニ依リ茲ニ覺書三通ヲ作成シ關係者ニ於テ各一通ヲ保有スルモノトス

左記

- 一、解職者ニ對シテハ今回ニ限リ共済組合規程ニ依ル退職給與金全額ヲ支給スルコト
- 二、解職者ノ家族ニ對スル同情金トシテ解職者一人ニ付金貳百圓ヲ給與スルコト
- 三、昭和七年度豫算執行ノ結果給料ニ差額ヲ生ジタルトキハ賞與金トシテ支給シ得ル模範力スルコト
- 四、事故ニ因ル解職ハ該事故ノ性質ニ應ジ慎重ニ之ヲ決定スルモノトス
- 五、昭和七年度提出豫算ニ於テハ
(1) 現在ノ従業員ヲ整理ノ爲解職スルコトナシ
(2) 給與諸手當ヲ變更スルコトナシ

以上

昭和七年三月十四日

幹事者神奈川縣特別高等學長 河原 謙 蔵
同建築工務監督課長 池田 欽三郎
電 氣 局 長 永田 兵三郎
共和會代表者 吉谷 茂美

農民運動の状況

- 一、全國農民組合第五回大會開催状況
- 二、全國農民組合第一回中央委員會及第一回常任委員會開催状況
- 三、全國農民組合青年部代表者會議開催状況

一、全國農民組合第五回大會開催状況

(一) 大會前之状況 全國農民組合第五回大會は、最初三月二十日二十一日の兩日、芝浦會館に於て開催の豫定なりしが、其後會場を變更して芝公園協同會館とし、總本部派は、大會を自派に收めんため、大會代議員選出比率を會費先納十五名に付二名、總本部費二月三十一日までに納入なきものは無効、傍聴券は登録組合員五百名に付一枚となし、消極的に全國會議

農民運動の状況

農民運動の状況

六八

派の出席を拒否せるのみならず、被解體府縣聯合會に對しては大會召集狀を發せずして、積極的に其の出席を妨止しつゝありしが、全國會議派に於ては、可成自派代議員を派遣潜入せしめて大會を混亂に導き、以て大會を不能ならしむるか、或は出来得べくんば大會を自派に收めんとする意圖の下に、種々策を施らして總本部派に對抗せり。

(二) 大會状況 以上の如き大會前の状況より、大會は相當の波瀾を豫想せられたるが、左翼派の策動効果を奏せざりしためか、平穩裡に終りたり。其の概況左の如し

(イ) 第一日(二十日)は午後一時開會、出席代議員百六名、傍聴者約二百名にして、先づ司會者渡邊清開會の辭を述べ、大會の承認を得て議長に杉山元治郎議長に須永好、松本積善、石川有全を指名し、次いで議長の挨拶、書記及各種委員の任命祝辭祝電の披露、資格審査報告、本部報告及本部報告質問あり、豫想以上の平穩裡に午後五時散會せり。只この間、午後十一時半頃三々伍々會場入口に蟬集せる約五十名の左翼分子は、警備員の拒絶に反抗して入場せんとしたるため小競合を演じ、警備中の警官より直ちに解散せしめられ、同時に十一名検束せられたり。

(ロ) 第二日(二十一日)は午前十一時廿分開會、出席代議員、傍聴者數前日に變りなく、議長開會を宣し、次いで祝辭祝電の披露大會執行委員會報告に移り、議事に入りて左記諸議案を審議し、午後五時四十分、全農第五回大會萬歳裡に閉會したるが、その間、左翼派の策動に依り、午前十時前後會場附近に蟬集せる自由労働者一七名を檢束し、又緊急勸誘栃木縣事件救援の件説明に當り中止を命ぜられたる三宅正一が、之を肯ぜざりしにより檢束せられたるに起因して、議席よりは宣憲横暴と呼び、傍聴席よりは全國會議大會準備委員會名義のビラを代議員席に投擲する者ありて、一時喧嘩の狀を呈したるが、概して氣勢揚らざりき。

- | | |
|--|----|
| 一、一般農民闘争の件 | 可決 |
| 一、農民職權再建に関する件 | 可決 |
| 一、栃木縣事件救援の件 | 可決 |
| 一、蜂須賀農場町科農地争議調停の件 | 可決 |
| 一、小作科減免土地闘争の件 | 可決 |
| 一、大年度清算に関する件 | 可決 |
| 一、ファッショ反對の件 | 可決 |
| 一、救援運動に関する件 | 可決 |
| 一、資本家地主の帝國主義政策反對闘争の件 | 可決 |
| 一、以上二案は中央委員會委任 | |
| 一、規約、總本部は従来の通り、又書記長制度及統制委員會制度廢止等多少の修正を経て可決 | |

二、全國農民組合第一回中央委員會及第一回常任委員會開催状況

- (一) 全國農民組合第一回中央委員會は、全農關東出張所に於て、杉山委員長以下十八名出席の下に、三月二十一日午後七時より開會、左記事項を協議の上同九時散會せり。
- (イ) 常任委員、黒田壽夫、渡邊清、前川正一、吉岡八十二、山崎健二、初田平太郎。
- (ロ) 未審議々案に関する件。
- (二) 三月二十二日午後二時半より、全農關東出張所に於て開催の全農第一回常任委員會は、左記専門部長選定の外七件を協議し、同五時半散會。

農民運動の状況

六九

一、役員 次記の如く可決。

- 中央委員長 杉山元治郎
- 中央委員 荒岡孝太郎(北海道)岩瀬謙太郎(青森)川俣清吉(秋田)近江谷友治(秋田)今井市郎(新潟)石川有全(新潟)佐々木更三(富山)黒田壽夫(千葉)宮岡國平(岡山)山崎健二(島根)松本積善(鳥取)田中義男(京都)吉岡八十二(前川)正一(徳島)須永好(群馬)大屋政夫(栃木)山崎健二(静岡)朝倉重吉(長野)平工政市(岐阜)秋山要(山梨)初田平太郎(大阪)大島吉勝(和歌山)渡邊清(徳島)竹治豊(徳島)渡邊國一(愛媛)
- 青年部より關東一名、關西一名、全農青年部代表者會議にて決定)

(ハ) 書記任命に関する件。

農林省へ陳情の件。

(ニ) 運動方針案作成に関する件。

組織部長 渡邊 清
政治部長 黒田 壽夫
争議部長 初田 幸太郎

財務部長 吉岡 八十一
國際部長 杉山 元治郎
機關紙部長 山崎 初二

三、全國農民組合青年部代表者會議開催状況

全國農民組合青年部は、三月二十二日午前十一時五十分より、神田錦町貸座敷松本亭に於て、代表者會議を開催、當日の出席者増田操外二十八名にして、開會の際に次ぎ議長の挨拶あり、更に議事委員會報告の後議事に入りたるが、左記諸件を決定し、午後五時半穩裡に散會せり。

- 一、青年部獨立と擴大強化
 - 一、青年團、修養團、青年訓練所、在郷軍人自衛防組に對する闘争
 - 一、組合一般闘争への参加
 - 一、農村青年委員會
 - 一、組織活動上の技術方法
 - 一、以上二案新役員一任
 - 一、全國會議に對する態度方針決定の件
 - 一、資金提出の件
 - 一、役員改選
 - 中央委員、沼田政次、師岡雅雄外一名(新選)田中健吉、島田健二(秋田)
- 池田恒雄(宮城) 山崎喜一郎(茨城) 渡邊元次郎(靜岡)
 - 鈴木静子(千葉) 岡崎和郎(群馬) 前井庄次(大阪)
 - 増田操(京都) 石田才太郎(村田政雄(和歌山) 木村源一(愛媛)
 - 江田三郎(岡山) 山形未足
 - 四尾晋吉(北海道)
 - 中央常任委員
 - 委員長 増田操
 - 委員 江田三郎、師岡雅雄、伊藤實、前井庄次
 - 書記 伊藤實
 - 全農中央委員、師岡雅雄、江田三郎

水平運動の状況

全國水平社第一回中央委員會の状況

全國水平社第一回中央委員會は三月二十三日大阪市浪速區榮町所在の全國水平社總本部に於て開催せられたるが、開會に先立ち松本治一郎は同日正午頃より秘かに阪本清一郎、泉野利喜藏、三木静次郎等首腦部と會見し、客廳開催の第十回大會に提議せられたる水平社解消問題に對する意見を交換したる結果、斯る重大問題は一朝一夕に解決すべきものにあらず徐ろに大勢の推移を観ることとし、本委員會に於ては之れが確定を避くる方針を採ることとの協定を爲し以て會議に臨みたり。

而して本委員會は午後四時三十分開會、出席者中央委員松本治一郎(福岡)野崎清(岡山)前田平一(兵庫)朝川善之助(京都)坂本清一郎(奈良)生駒長市(愛知)岸部榮松(三重)藤原三三(奈良)赤根岩松(大阪)、常任委員北原泰作、泉野利喜藏、常任書記竹中武雄及傍聴者十一名にして、松本治一郎より議長就任の挨拶、入獄中の厚意に對する謝辭等ありたる後議事に入りたるが、主なる協議決定事項次の如し。

- (一) 財政部の確立に就て、良策を發見し得ず參當り松本より月額五十圓限度の維持費を提供することとなる。
- (二) 運動方針に就て、解消問題を中心に將來の運動方針を討議したるが「本問題は全水死活的岐るゝ重大案件なれば討議委員に附託し審處することとなり、議長より阪本清一郎外十名の討議委員を指名し、右委員は議長及中央常任委員と共に審議委員會を組織し、本年六月中旬頃迄に之れを招集審議することとなれり。
- (三) 役員選舉
- 中央委員會議長 松本治一郎(福岡)

中央常任委員 泉野利喜藏 北原泰作(大阪) 萩原俊夫(福岡) 小林清一(京都)
中央常任書記 竹中武雄(大阪) 外一名

斯くして午後七時三十分閉会したるが、会費は引續き八時三十分より浪速區新世界ウ成伊食堂に於て松本治一郎の出獄祝迎會(會費五十錢)を催し、同十時頃無事故散會せり。

消費組合運動の状況

關東消費組合聯盟の運動状況

階級的消費組合日本無産者消費組合聯盟準備會の中堅勢力をなす關東消費組合聯盟にありては、本月廿日廿一日の兩日に互り東京市京橋公會堂に於て第十二回定期大會を開催し(代議員九十九名出席)一般報告を兼ね、聯盟の任務に運動方針、剰餘金の處分、豫算案、金融確立の件等を協議可決し、重要議案たる關消聯の單一組合化に關しては北部消費共働社代議員十二名の反對ありたるも又絶對多數を以て可決し、現在の聯盟機關紙「消費組合新聞」を日本無産者消費組合聯盟準備會(本準備會は本月二十三日日本無産者消費組合聯盟として確立す詳細は次號に掲載の豫定)に移讓することを可決し役員を決したり。其の概況左の如し

斯で從來東京府下所在の大島共働社外二十一個の小消費組合の聯合體に過ぎざりしを、自然發生的な各個の獨立組合の聯合組織による極端より脱し、經營を本部に統一合理化し、共通利害の上に民主的に中央機關を確立し、從來の單獨組合を支部として編成をなし、消費經濟の擁護の闘争を効果的に遂行せむと企圖し、一方極左團體を支持し更に國際的提携に迄進

展せむとするものの如く(本大會に於て國際的提携、勞農救援會並にプロレタリア文化聯盟支持の件を上提せむとしたるも削除を命ぜらる)將來の動靜注意の要あり。

(一) 運動方針 (1) 當面の任務 (1) 物價騰貴に苦しむ廣汎な勤勞消費大衆の生活擁護の闘争 (2) 政府の拂下米獲得の闘争—此闘争を失業者の組織と結合して戦ふこと (3) 失業者に對する配給の政府による無償保證と勞働者農民消費組合の政府よりの無償保證獲得の闘争 (4) ストライキ其他の政治的經濟的大衆闘争への参加 (5) 大工場大経営に於ける御用消費組合聯盟の確立と擴大強化の爲めの闘争—此闘争の當面の任務として經營及機關の確立の爲め積極的に参加すると共に關消聯の機關紙「消費組合新聞」を日消聯に移讓すること (8) 勞農提携強化の闘争—此闘争は農産物の農民との直接取引を契機とする勞農同盟の結成に發展すること (10) 任務遂行の方針 (1) 組織の擴大と強化を超黨派的理論の徹底と廉價配給による大衆的利益の共闘の上に立つこと (2) 消費經濟擁護の爲めの政治的要求を大膽に示し、大衆の先頭に立つて闘争すること (3) 凡有機會に大衆の要求と反抗を組織化し大衆動員示威に努力すること (4) 現在運動の障害となり居る聯合體組織を同盟體に單一化し、分散する力を結果する爲めの實踐方法を講ずること (5) 取組組織の確立、家庭婦人の組織、失業者の組織 (6) 廉價配給の爲めの經營の合理化—仕入技術家及事務家の養成、組合配給方法の機械化、小工業への結合、家族調査の實行と聯盟の取扱品に對する檢討、取扱品に對する化學的分拆的調査、失業者の特殊要求品の取扱 (7) 金融の調達—篤志家又は政府の利用、産業組合認可獲得闘争 (8) 運動の大衆化と機關の構成及運用—強力な執行機關執行委員會の構成、大衆のイニシヤティブの高揚、聯盟單一化の特別對策

二、本期損益計算(自昭和六三三〇至同七三三〇)

消費組合運動の状況

七四

(利)		(損)	
白米加工利益	七、七四三・三六	一般経費	四八一九・八二
餅・揚げ利益	三、四三六・〇〇	運搬費	二、三八五・八〇
雑貨配給利益	二、四七七・七一	精米費	二、八七六・九九
雑収入	一、二九八・九一	臨時及特別費	三、六九〇・五四
預金利息	一、一二二・一一	純利益	一、三五九・九五
合計	一五、一三三・一〇	合計	一五、一三三・一〇
三、剰餘金の處分			
△ (収)	△ (支)	△ (出)	
本期純利益金	一、三五九・九五	準備積立金	五、〇〇〇・〇〇
前年繰越金	三、二二〇・二〇	争議應援基金	五、〇〇〇・〇〇
合計	二、六七二・二五	第十二回大會費	一、二八九・二二
後期繰越金	三、五一九・四四	機関紙発行費	二、〇〇二・九
合計	一、二七〇・〇〇	合計	一、三九二・一一
四、總算			
売上高	二、四四〇・〇〇	白米加工利益	一、四四〇・〇〇
諸利益	一、二七〇・〇〇	雑貨配給利益	一、〇〇〇・〇〇
合計	一、二七〇・〇〇	合計	一、二七〇・〇〇

雑収入		雑支出	
合計	一、五〇〇・〇〇	合計	一、七〇〇・〇〇
経費	一、二七〇・〇〇	経費	一、二七〇・〇〇
役員		役員	
顧問	岡本利吉	顧問	
中央執行委員長	戸澤仁三郎	中央執行委員長	
書記長	柳田春夫	書記長	
中央執行委員	八十一名	中央執行委員	
	現在六十三名確定		

在留朝鮮人の運動状況

- 一、三・一記念日の状況
- 二、尖閣反対運動進行デモの状況
- 三、プロレタリア文化運動朝鮮協議会の確立
- 四、不正渡航朝鮮人の増加

一、三・一記念日の状況

本年度三・一記念日に當りては、偶々對支時局の紛糾中なると、曩に不敬事件の發生ある等鮮内外の民心を著しく刺激するものあり、在留朝鮮人間に於ても各地に不穩の刺激ありし模様なるも、警戒取締の適正なりし爲に次の如く文書宣傳に止り、例年に比し概ね平穩に経過せり。

在留朝鮮人の運動状況

七五

府	運動主體	月日	運動状況
東京	日本共産黨東京市委員会、朝鮮運動委員会	三、上旬	三、一運動の記念日をデモで戦へ」と題するビラを發行配布す。三、一運動の意義をあらわしむる爲と稱し、三、一運動の金容を招待し慰安會を開催せり。
愛知	革新新聞、朝鮮運動員十數名	三、一	上記のビラ二種を、西尾川、河津、老江北、四丁、日本ベイント會社に投入したる者あり。
大阪	日本反帝同盟大阪地方委員会、全協連別組合大阪支部協議會	三、一	上記のビラ二種を、西尾川、河津、老江北、四丁、日本ベイント會社に投入したる者あり。云々と記せるビラを大阪港より出帆せんとする、阪神連絡船中にて撒布したる三名を檢束す。
和歌山	日本赤色救援會大阪地方委員、全協連日本センシテ協同組合和歌山支部	三、一	右同様大阪港埠頭廣場に於てビラを撒布せる三名を檢束す。
和歌山	和歌山県大今里町市電車庫附近に約三十名集合して、上記のビラを撒布し、示威運動に移らんとせしが、主謀者二名を檢束して解散せしむ。和歌山県和歌山市山崎町、川上工場附近に上記のビラ約百枚を撒布せるものあり。	三、一	

二、失業反對飢饉進行デモの状況

三月十八日の國際モツフルデーを期し、日本共産黨東京市委員会の各地區に於ては、飢饉進行「デモ」を敢行すべく宣傳煽動しつゝありしが、當日警視廳に於ては、日下争議中なる東京府下代々幡町、谷野中府物店に、赤旗を掲立て約六十名の争議團員の襲撃したる主謀者十五名を檢束せる外、千駄ヶ谷職業紹介所に於て三名、新宿驛附近にて七名、三河島アパート附近にて二名、其他各地にて「デモ」に参加せんとしたる鮮人計二十九名の檢束を爲し、右計畫を挫折せしめたり。

三、日本プロレタリア文化聯盟朝鮮協議會の確立

客年十一月二十日結成せる在留朝鮮プロレタリア文化團體「同志社」の組織は本年二月下旬頃日本プロレタリア文化聯盟加盟各國體に解消しコップ協議會は朝鮮協議會を確立せり。其後三月中旬には「朝鮮協議會ニュース」第一號を、次で三月

三十日付同第二號を發行し、或はコップ各種部門に朝鮮問題委員會の結成を慫慂し、又朝鮮語雜誌「俺達の同志」の發刊を計劃する外、プロット加盟の朝鮮語劇團は會名を「三一劇場」と改めて活潑なる移動公演を開始する等、鮮人の文化運動の領域に於ける行動は最近頗る進出し來れるは注目すべきものあり。

四、不正渡航鮮人の増加

朝鮮人が何等の成算なく漫然内地に渡來する時は、概ね其不利を招來すること多きを以て、之が保護を企及する爲、渡航前釜山に於て内地渡航後に於ける就職の確實なりや否を調査し、漫然渡來者を阻止し居れり。之が爲鮮内各地の沿岸より發動機漁船等を利用して密航し來れる者を例年四百餘名乃至七百餘名を發見し居り夫々歸還其他の處置を採り來れり。

然るに本年に入りては、集團的密航者の發見數急激に増加の兆あり、就中二月二十五日以降三月末日迄僅々一ヶ月餘に、愛知、大阪、京都、兵庫、和歌山、山口、福岡、長崎、佐賀の各府縣に於て三百五十五名を發見せるの現況にあり、此現象は最近に於ける警戒檢査至嚴となれるの結果に非ざるやとも想像さる。

尙不逞目的を有する者が何時之等漫然渡來者中に混りて潛入するの虞れなしとせざるを以て密航鮮人の警戒取締には一層深甚なる注目を要するものあるを思はしむ。

特高關係主要機關紙發刊狀況

和

紙名	機關及係		體裁	發刊日附	發刊番號	處分	備考
日本共產黨機關紙 第五卷第八八號	山口縣 山口市 本町二丁目一ノ五番地	四同	活版大 四倍刷頁	三、二六	第九一號	三一禁止	
		二同	真右	三、二三	第九二號	三一九禁止	
		四同	真右	三、一〇	第九三號	三一四禁止	
		二同	真右	三、一一	第九二號附錄	三一三禁止	婦人版(第一號)
		二同	真右	三、一二	婦人版再改版	三一禁止	
		二同	真右	三、一三	第九三號附錄	三一四禁止	農民版
		四同	真右	三、一七	第九四號	三一七禁止	
		二同	真右	三、一七	婦人版第二號	三一九禁止	
		二同	真右	三、二三	外	三一三禁止	
		四同	真右	三、二四	九五號	三一八禁止	

[illegible]

反帝新聞	日本反帝同盟機關紙	牛宮一頁型	三〇號	外	三一六禁止
救援新聞	日本赤十字救援會機關紙	膝四二倍大	三五號	外	四、一八禁止
音樂新聞	日本プロレタリア音楽家同盟機關紙	膝四四倍大	三一五號	第三七號	三、三〇禁止
演劇新聞	日本プロレタリア演劇同盟機關紙	活版刷四倍大	三一四號	第二八號	四、五禁止
映畫クラブ	日本プロレタリア映画同盟機關紙	活版刷四倍大	三一三號	第十二號	三、七禁止
美術新聞	日本プロレタリア美術家同盟機關紙	活版刷八倍大	三一五號	第五號	本月休刊
全國勞農大眾新聞	全労農大衆黨機關紙				本月休刊
社會民衆新聞	社會民衆黨機關紙				本月休刊
日本民衆新聞	日本労働総同盟機關紙	普通新聞頁型	三一八號	第八四號	
消費組合新聞	日本無産者消費組合聯盟機關紙	普通新聞頁型	三一五號	第八五號	
自由聯合新聞	全労協組合自由聯合會機關紙	普通新聞頁型	三一四號	第六八號	三、一八禁止
黑色勞農新聞	自山聯合團體全國會議機關紙	普通新聞頁型	三一三號	第一八號	三、二禁止
興民新報	全日本愛國者共同陣營協議會機關紙	普通新聞頁型	三一三號	第一三號	三、一四禁止

(雑誌の部)

紙名	機関	種別	裁決	發行日附	發刊番號	處分	備考
紙名	日本プロレタリア文化聯盟機關誌	雜誌	裁判	三、二〇	第二卷第三號	三、二三禁止	
大衆の友	同	同	右	三、一五	第一卷第五號	三、九禁止	三月號
働く婦人	同	同	右	三、一	第一卷第三號	三、五禁止	
プロレタリア科學研究所機關誌	同	同	右	三、六	第四年第四號	三、八禁止	
プロレタリア科學研究所機關誌	同	同	右	三、一五	第四年第五號	三、一四禁止	
プロレタリア演劇同盟機關誌	同	同	右	三、一〇	第一卷第四號	三、一二禁止	
戰間的無神論者	日本無神論者同盟機關誌	同	同	三、一	三月號	二、二四禁止	本月發見セズ
プロレタリア文學家同盟機關誌	同	同	右	三、一	三月號	二、二四禁止	本月休刊
プロレタリア美術	新興教育研究所機關誌	同	右	三、一〇	第三卷第二號		
新學教育	日本プロレタリアエスベランチスト同盟機關誌	同	右	三、二〇	三月號		
カマラード	産業労働調査所機關誌	同	右	三、一〇	第三二號	三、一一禁止	
産業労働時報	同	同	右	三、三一	第三三號	四、七禁止	
インタナショナル	同	同	右	三、一〇	第六卷第三號	三、一二禁止	
農民闘争	全農全國會議機關誌	同	右	三、一七	第二〇號	三、一一禁止	
勞農派機關誌	同	同	右	三、一	第六卷第三號		

特高關係主要機關紙發刊狀況

運動日誌

(二)財政の確立(三)服従の統一(漢字木綿のワイシャツに黒ネクタイとし折襟に紺青のマークを附すること)(四)教育運動(日本社会主義)をテキストとし研究會讀書會を持つこと(五)黨本部に對し新運動方針實踐の要求外數件を決議す。

國家主義運動

- 二、一五 大日本國體會本部は、「大資本家に於て軍事費負擔の爲獻金すべき旨の印刷物約五千部を作成配布せり。
- 三、一 昭和青年聯盟(熊本)組織せり。
- 五、一 大化會々長岩田富美夫は、「滿蒙の新天地に純粹國家主義を確立せよ」と題するパンフレット約二千部を發行頒布す。
- 五、二 京都府神戶市議會は、「親愛なる出征同胞に捧ぐ」と題する印刷物五百枚を作成し京都府神戶市の出征兵士に手交せり。
- 六、一 四日市國體科學研究會は、里見原雄を招聘して國體思想講演會を開演す。
- 八、一 愛國大道團(岐阜)組織せり。
- 一〇、一 大日本生業黨東京支部は、東京市外宮崎第三小學校にて演説會(中止四、檢束二四)を開演せり。
- 一六、一 愛國青年聯盟(東京)結成せる(本文参照)。
- 一六、二 本年二月十一日結成の建國青年同盟(在小倉市)は、聲明

八四

労働運動

- 一八 建國會東海聯合會(名古屋)は、國防費募集を宣傳せる印刷物二千枚を作成配布せり。
- 二一 國體大衆黨(在大阪)は、同黨總幹事川良一外三名をして皇軍慰問、滿洲國を視察せしむる爲滿洲に派遣す。
- 二二 盛岡市在住山田太郎等十五名は、「尊皇黨創立準備會」を結成す。
- 二四 建國會東海聯合會は、「祖國防衛國民自衛、來るべき國難」と題する印刷物二千部を配布す。
- 三、六 全國労働は大阪に全國代表者會議に中央委員會を開催、大會未審議々案及フアツシヨ問題を協議す。(本文参照)。
- 七、一 選出代表者會議代表及地方同志會代表等、行政整理緩和、特別會計制度設定等につき決々選出代表に陳情す。
- 九、一 交通總聯盟は、關東地方委員會を開き、横濱市電の問題につき全體的調停を爲すことを決議す。
- 一二 交通總聯盟は、横濱市電爭議に關聯して交通セネストを執行せんとし、總罷業宣言を發表せるも十六日遂に罷業打ちりの聲明書を發表す。(本文参照)。
- 一三 全國労働は本部に常任執行委員會を開き、今村等外四名の全労働に對する意見書は同盟の調停を招く處ありと

し、一般組合員に對し自軍方緊急通過を發することにした。

- 三、二一 官業労働は大阪に中央委員會を開催、本年度大會期日、無罪放免懸案統一問題につき協議す。(本文参照)。
- 二四、一 全勞クラブ排撃分裂反對同盟は、執行委員會を開き、統制機關立の爲新同盟組織を決議す。
- 二六、一 總評關西地方評議會は、擴大執行委員會を開き、社會自由黨排撃聲明書の發表、同黨參事者飯石豐市、小田孝の除名勸告等を決議す。
- 二八、一 選出代表者支持せし東京労働工組合(一、五〇〇)は支部長、理事合同會議を開き多數決を以て總同盟加盟に決す。
- 二九、一 東京市従業員組合は三五〇名の解雇に會ひ、遂に罷業方の指令を發す。
- 三〇、一 右指令に基き一部従業員は罷業の舉に出づ。
- (労働爭議) 三、六 京橋區銀座六ノ五所在、朝日新聞有月專賣店に於ては其の経営下にある出張所主任が「朝日聯盟」を組織し待遇改善の懇願をなしたる爲め主幹者二名を解職したるに發端、全國労働大衆黨の應援の下に爭議の發生を見たるが同二十一日圓滿解決す。
- 三三、一 横濱市電従業員は昭和七年度賞與削減反對要求中の處之

を拒絶せられたる爲め交通本部の指令に基き始發より「セネスト」を執行したるが翌十四日圓滿解決す。

農民運動

- 一〇、一 全農青年部秋田縣部は、黒石町黒石館に於て第一回大會を開催し、青年團青訓に關する件外十四件を審議可決す。
- 一一、一 全農兵庫縣部は、洲本町公會堂に於て第四回大會を開催し、總本部内フアツシヨ放逐、全國會議支持の件外十件を審議可決す。
- 一二、一 全國労働大衆黨千葉縣部は、八街町八雲館に於て、全農千葉縣部再建大會を開催し、運動方針決定に關する件外八件を審議可決し、更に農民黨會を開催したるも、中途にして解散を命ぜらる。
- 一五、一 全農愛媛縣部は、温泉郡小野村橋本館に於て、第二回大會を開催し、産米検査廢止に關する件外五件を審議可決す。
- 一八、一 全農茨城縣部本部は、水海道町豐來館に於て、第二回

運動日誌

八五

- 三三 大倉を閉鎖し、運動方針決定の件等を審議可決す。
- 三三 全農青連合会は、三島町内館に於て、第三回大会を開催し、一般運動方針に關する件外六件を審議可決す。
- 七 全農中央常任委員会は、埼玉縣熊谷市及三重縣津市に於て、全農常任委員委員長土田吉市氏の除名を通告す。
- 一二 全農和歌山縣分會は、和歌山市公會堂に於て、第四回大会を開催し、一般運動方針決定の件等を審議可決す。
- 一五 全農長野縣分會は、西田村新町に於て、第四回大会を開催し、一般運動方針決定の件等を審議可決す。
- 一七 全農茨城縣分會は、第二回大会、全農茨城縣分會（會議）は、土浦市劇場に於て、第二回大会を開催し、本部改革、全農職制の件外十件を可決す。
- 一九 全農農民組合は、芝公園内協同會館に於て、中央委員會を開催したが、中央委員の出席半數に満たずして委員會議不成立となりたるため、單に中合をなすに止めたり。
- 二〇 全農農民組合第五回大会第一日（運動方針審議）
- 二二 全農農民組合第五回大会第二日及第一回中央委員會開催（前同）
- 二三 全農農民組合第一回常任委員會及同組合青年部代表者會議開催（前同）
- 二三 全農農民組合は中央常任委員會會議を以て、指合第一號を發す。

全農青連合會は、西伯利亞清水野方労働場に於て、第五回大会を開催し、全農全國會議派支持の件外六件を可決す。

全農岐阜縣分會は、岐阜市公會堂に於て、第二回大会を開催し、運動方針外十二件を審議可決す。

在留朝鮮人の運動

二月十五日暴行事件の發生を見たる三重縣下鐵道敷設工事に於ける學徒は、要求事項の全部を撤回して解決せり。

二月二十四日東京控訴院に於て、治罪法違反事件により、懲役二年に處せられたる金澤縣は大津院に上告を中立て、三月八日保釋出所せり。

金澤縣以下二十九名に係る治罪法違反事件（朝鮮共産黨日本總局及高麗共産黨青年會日本連係）控訴公判は、東京地方裁判所附審第二號法廷に於て開廷さる。

日大生永福は治罪法違反として東京地方裁判所附審局に送局されたり。

柳光順事柳更部は治罪法違反事件により東京控訴院に於て懲役一年六月（未決拘留百八十日通算）刑の執行猶豫四年の判決を言渡されたり。

社會運動團體設立解散表

労働團體

イ 設立

府縣名	名	稱	系統	創立月日	組	員數
北海道	釧路港務労働組合		社	二二七	釧路港務労働組合員ヲ以テ組織ス	五〇
高知	旭製紙労働組合		民	二二八	全農労働高知製紙労働組合ヨリ脱退新ニ組織ス	一三八
京都	京都地方染織組合			三、四	市内木綿染色加工職工ヲ以テ組織ス	三二
神奈川	横浜屋外一般修繕工組合			三、五	横浜市内在住屋外一般修繕工ヲ以テ組織ス	三三〇
北海道	帯広一般労働組合	總評		三、五	十勝木材労働組合、釧路労働組合、釧路労働組合ヨリ脱退新ニ組織ス	三三〇
神奈川	神奈川金屬産業労働組合	總合		三、六	横浜金屬川崎金屬兩組合ヲ整理合併シテ組織ス	二五〇
山口	西部生活向上同志會			三、七	中越青年政治青年會ヲ解散シテ労働組合ニ改組ス	七〇
東京	吾崎町紹介所登録労働者組合			三、九	吾崎町紹介所登録労働者ヲ以テ組織ス	二〇〇
同	在阪地方自由労働者組合	全		三、二	府下在阪町方面在住自由労働者ヲ以テ組織ス	五〇
神奈川	港務従業員組合	勞		三、四	横浜市港務員組合港務支部ノ脱退シテ獨立セルモノ	七〇〇
東京	玉姫町紹介所登録労働者親睦會			三、六	玉姫町紹介所登録労働者ヲ以テ組織ス	四〇〇
同	小石川紹介所失業登録者共助會			三、三	小石川紹介所登録労働者ヲ以テ組織ス	五〇

社會運動黨設立解散表

八八

府縣名	名	系統	解散月日	事由	員數
北海道	華僑印刷労働組合	総評	三、五	改組シテ新ニ帯廣一般労働組合ヲ組織ス	
同	十勝木村労働組合	同	同		
神奈川	横浜金屋労働組合	總聯合	三、六	解散シテ新ニ神奈川金屋労働組合ヲ組織ス	
同	川崎金屋労働組合	同	同		
大阪府	大阪市局同盟	系統	創立月日	組	員數
大阪府	大阪市局同盟	交總	三、二六	大阪市局同盟大阪市電氣友會大阪電氣労働組合ヲ以テ組織ス	五八五〇

研究資料

無産政黨運動

一、日本國民社會黨黨綱草案
政策要綱草案
創立趣意書

二、日本國民社會黨黨綱草案
政策要綱草案
創立趣意書

我等は建國の本義に基き擁護なき新日本の建設を誓ふ。

一、我黨は、行動的國民運動により、天皇政治の徹底を期す。

二、我黨は、資本主義機構を打破し國家統制經濟の實現を期す。

三、我黨は、人種平等資源平等の原則の上に新世界秩序の創建を期す。

我黨は日本建國ノ本義ニ基き行動的國民運動ニヨリテ天皇ト國民ノ間ニ介在スル一切ノ搾取的存在ヲ絶滅シ、以テ國家統制經濟ヲ實現ス。

無産政黨運動

一、天皇政治の下に行政立法法の獨立を明確にしその綱領を素する一切の黨派政治を排撃す。

二、二十才以上の男女に參政權を與へ一切の制限的選舉法を廢す。

三、議會は比例代表制に據る地區代表及び職業代表を以て構成しその議員數割合は地區代表三職業代表七とす。

四、貴族院は之を廢す。

五、華族制度を廢し國家の功臣を以て顧問府を組織す。

六、兵馬の權は大權に直屬す。

七、資本家本位の現在諸法令は之を廢す。

八、中央政府は内務外務財務產業軍務交通教育の七省を以て構成し、七省官を閣僚とする内閣總理之を統括す。

九、司法省を檢察院と改め、會計検査院を總理院と改め、内閣より獨立して大權に直屬せしむ。

十、行政區域を北海道樺太東北關東北陸、東海近畿中國四國九州朝鮮臺灣の十二地方に區分し各地方廳長を置く、廳長は中央政府之を任命す。

八九

- 十一、地方自治の各管轄區域内に縣々市の自治體を設け各縣々市の區域内に町村及び區の自治體を置き、町村區、自治體區域内に自治村落(風ニアリテハ町)を置く
- 十二、各自治體には普通公選に依る代表機關を置く
- 十三、私有財産は之を國法に依つて制限し超過額は國家之を沒收す
- 十四、國民の國費負擔額を能ふ限り低減し税目を整理し徵稅制度を單純化する
- 十五、消費税は之を廢し國民負擔税は累進所得税及累進財產税とする
- 十六、自治體の經費は自治體之を負擔す
- 十七、國家事業は全て特別會計に據る獨立經營となしその所得税は國家自ら負擔す
- 十八、一切の國庫補助金制度を廢止す
- 十九、公債及び貯金利率一厘三分とす
- 二十、俸給令を改め所得の階級的差別を能ふ限り減少す
- 二十一、恩給を廢し養老年金法を制定す
- 二十二、國家統制の經濟秩序を主位に置き個人の自由經濟秩序を副位に置く
- 二十三、電力瓦斯石油石炭等動力及び燃料産業は之を國家若しくは公營とする
- 二十四、汽車、電車、船舶、飛行機、電信、電話等に依る運輸交通事業並に倉庫は之を國家に依る運輸交通事業並に倉庫は之を國家

- 二十五、大規模工業は總て之を國營とす
- 二十六、重要礦山は、之を國營とす
- 二十七、紡績羊毛、蠶糸皮革染料木材セメント、鐵材硝子、藥品等々原料品の供給は國營事業とする
- 二十八、米麥其の他の主要穀類鹽砂礫、製粉肥料等は之を國營事業とする
- 二十九、貿易は之を國家に於て管理す
- 三十、銀行、信託及び保險業は總て之を國營とする
- 三十一、取引所を廢す
- 三十二、庶民金融機關としての信用組合制度を獎勵す
- 三十三、最高金利年五分限立法を設く
- 三十四、土地國有の原則を確立す
- 三十五、永代耕作權を確立し耕作なき土地は之を國家に收め現耕耕作者に貸與す
- 三十六、山林不利用地その他の空地は之を國有とし地方自治體へ貸與す
- 三十七、市街地は國有となし自治體の管理に任ず
- 三十八、賃借制度の漸次的廢止に努む
- 三十九、労働時間制を確立し徒弟制度その他一切の強制搾取制度を廢除す

- 四〇、賃銀は労働者の生活を保證するものとす
- 四一、失業手當法を制定し國家に依る失業救済を徹底す
- 四二、労働組合をして産業の管理に參加せしむ
- 四三、労働者の團結權を保障す
- 四四、陸海空軍軍務を軍務省に統一す
- 四五、國民皆兵主義を徹底せしめ一年兵制度を實施す
- 四六、徴兵及び國防犧牲者家族の國家により保護を徹底す
- 四七、國際聯盟を説退し征服者本位ならざる世界平和聯盟の實現に努む
- 四八、東洋諸民族の發展に資し強力なる組織聯盟の達成を盡す
- 四九、海外同胞の生存權を確保す
- 五〇、國家統制經濟の確立に必要な海外資源の利用權を確保す
- 五一、民族自治權の確立を期す
- 五二、尋常小學校を國民學校と改めその他の學校を廢して半勞半學の國民高等學校を設く
- 五三、國民教育は總て公費を以て之を行ふ
- 五四、中央及び地方に國立科學研究所を設置す

二 社會自由黨綱領 政黨(黨案)及創立總憲章

- 一、國營公營等の工場及び農場と協力して産業の實際的研究に便す
- 二、國立藝術研究所を中央及地方に設け文學美術實業の研究に便す
- 三、大規模出版は之を國營とする
- 四、教員及び教化活動者の生活は國家之を保障す
- 一、國民外交の確立
- 二、財政政治の打開
- 三、反動恐怖獨裁政治の排撃
- 四、金融機關の統制
- 五、土地私有財産の制限
- 六、投機的機關の廢止
- 七、選舉の公營
- 八、公共事業の公營
- 九、國民生活を基礎とする産業の保護と統制
- 十、滿蒙利權の國民的確保
- 十一、労働時間と産業の科學的統制に依る失業救済
- 十二、土地、肥料、物價の國家保護による農民生活の確立

- 十三、國民教育費用の國庫保證
- 十四、國立無料病院の設立と養老保險法の制定
- 十五、労働大衆の住宅保證
- 十六、利權に結ぶ既成政黨の排撃
- 十七、産業の整理統制と最低賃金の制定
- 十八、黨面スローガン
- 十九、農民の政治的自由確保
- 二十、物價の統制
- 二十一、社會自由黨獨立に際して労働者農民、供給生活者、商工業者諸君、國際及日本の社會經濟は今未曾有の恐慌の中に打ち廻つてゐる。一部資本家の獨斷策も完全に失敗したばかりでなく却つて益々恐慌を深めて居る。一部大資本家は恐慌の重荷を中小商業者、労働者、農民其の他の勤勞民衆の肩に移さ

- 六二、幼老癱瘓者、廢疾者等の救護を要する者に對しては國家之を行ふ
- 六三、公營住宅の普及と家賃の制限
- 六四、娯樂機關は之を公營とする
- 六五、社會的差別觀念及び差別待遇の徹底的打破
- 六六、幼老癱瘓者、廢疾者等の救護を要する者に對しては國家之を行ふ
- 六七、公營住宅の普及と家賃の制限
- 六八、娯樂機關は之を公營とする
- 六九、社會的差別觀念及び差別待遇の徹底的打破

無産階級運動

九二

との矛盾が益々鋭くなり深刻なる恐慌の眞只中にある。云ふまでもなく今日の我國の恐慌はかのアメリカに於ける取引恐慌を直接導火線となし又これは世界恐慌の一環をなすに至つたがしかし其の恐慌の根本的な特徴と云ふ可きは労働者農民動員民衆の購買力の激減の減退支那印度其他殖民地半殖民地民衆の窮乏化及革命的動機、ソグエト諸國の社會主義經濟の進展それに半封建的關係の下に人口の半を占める農民層を襲へる農業恐慌がからまり深刻化せられて居る事である。

活潑な化等々に依り恐慌は却つて益々深刻化しつつあるばかりではない。斯くて工業生産の衰弱なる我國は愈々絶對的に支那列強の爲に必死の努力を注がねばならぬと共に消費市場として確保しなければならぬ。國內に於ては労働力をより能率的に以て生産費の低下を期し、労働大衆の消費經濟を輕減し労働時間を産業の科學的調節に依りて生活を安定せしめねばならぬ。これこそ今日吾々の進むべき唯一の道である。世界平和の確保と政治的經濟的敗退から切り抜け、而して乍ら一方には極左極右の反動的反抗殖民地民衆の反帝國主義的運動世界の關稅の障礙等の政治的難關がある、從つて我國の産業保護

と國民生活安定を期せんが爲めには一部資本家の專制を排し保守的形態を排し、労働大衆の一致協力に依り國內の動搖を防止し合理的産業開發の上に國民的總動員計畫を遂行せしめて意識的計画的に其の排撃を闘はしめ、階級的排撃の支持を獲得しなければならぬ。斯くの如き目標に一切の不安動搖を掃蕩し立憲政治の確立労働民衆を基礎とした健全なる政黨のローガンによつて此處に新黨團立を提唱するものである。

全國の同志諸君の賛同を乞ふ。
一九三二年二月二十四日

社會自由黨準備會發起人一同

國家主義運動

一、愛國青年聯盟宣言

二、無産階級黨の國家社會主義的方向轉換に關する聲明書

滿蒙の廣野を傳はる星軍の進軍ラッパと共に世界の常闇は明け曉きたる光輝は東に輝き新時代は翻されんとする。十五世

紀以來全世界を支配し擄取と不正義と諸々の惡徳非道を以て身動かし出来なかつた歐米白人列強も世界支那他民族征服の武器だつた、

其の自らの文明内部矛盾の故に今や徹底的行詰りに達し唯崩壊滅亡を待つの外はないのだ。滿洲事變を導火線として世界維新の大氣は

動き白人没落の暗潮と共に新興勢力は東方より勃然として生長しつつある。悠々三千年獨自の文化と傳統とを持ち脈々と生命の躍動せる我等日本民族は其の文化と理想を以て新人類史の立役者として登場したのだ。然るに此の偉大なる使命を擔ひて歴史の一大轉期に直面せる我國日本の現状はどうだ。マルクス・レーニン兄弟の思想は疾風の如く蔓延しソヤ切つた自由主義平和主義の非日本的理想は深く人心を迷わせ、滿洲に上海に我が同胞將士が愛國の鮮血を流してゐる時モガの徒はダンスホール、カフェーに狂舞亂舞の醜態を曝け出してゐるのだ。マルクス主義は依然として階級闘争に狂奔し自由主義者

共は非國民的言行を敢てして憚らない祖國の危機も遠く三勇士の勇敢なる行爲も彼等の耳には入らないのだ。世界に比類なき吾國一致の國體の精華も既成政治家、金權者流の中間の軋強に壓され九千万民は喝々皇風に浴し能はざる實業、國政は既成政治家と金權者流の壟斷な支配である。

我等一片聯々の念祖國の現状を視るに忍びず躍然起つて同輩の士と結盟し一死を以て國體の精華と國政を刷新し非國民的兄弟思想を克服し更に一歩日本を建設し世界維新の大業を進めて皇威を八紘に輝し維新の星運を全世界に宣布せんことを誓ふ。
昭和七年三月十五日
愛國青年聯盟

二、無産階級黨の國家社會主義的方向轉換に關する聲明書

昨秋來滿洲事變の勃發を契機として國民社會黨の結成が計畫されそれと共に社會民衆黨内に國民社會主義への方角轉換が策せられてゐるが最近において、労働大衆黨内にも亦た之と相應する勢力の擡頭が傳へられつつある。我等は無産階級黨内における斯かる運動向に對して、一應の敬意と拍手とを送る。吾等が得ざるを遺憾とする。

しも第一ではなく、單に一國內社會主義實現の意に之を解せば、ボルシェヴィズム亦た國家社會主義なりと云ひ得らるゝと共に國家社會主義を以て共産主義ないし社會民主主義の「發展なりとする主張は、現に我國において一部に行はれつつあるところである。

の立場より歸結せらるる結論であつて、西歐社會主義の主張とは、その理論的根據の本質を異にするものである。我等が若し「國家社會主義を許容し得るとすればその内容は嚴密に斯かるものたるを要すること勿論である。然るに、今國家社會主義に據ると稱せらるる國民社會黨、社會民衆黨、労働大衆黨の指導者諸君の云ふところを見るに、その理論的根據と、その方向轉換に據る態度とにおいて極めて多大の遺憾がある。彼等は果して日本の國體を本質的に認識把握せるや、

無産階級運動

九三

無産階級運動

彼等は果して、その從來に於ける共産主義
ないし社会主義を完全に清算したりや。
更にまた彼等は從來に於ける日本社会
主義運動を清算する指導精神の下に事ある
その責任に對して如何なる自己決断を爲した
りや、之に對して彼等は單に曖昧なる『客觀的
情勢の變化』を云ふのみで我等の鋭き質問に
眞率に答へようとはしない。彼等の態度は終
始一貫して灰色であり、日和見主義的であり、
機會主義的である。

労働運動

満洲問題と我等の意見

○今や我等は果敢重大なる時機に向つて第一
歩を踏み出さんとしてゐる。我等は、眼前
に展開せんとする諸情勢に對し、正確な
の見解を持つべきである。
○今日の滿洲地域の出兵は從來の滿洲の統治
そのものより来る必然的歸結である。故に
出兵は是非を論議すべき問題ではない。
○即ち事實に立脚したる諸情勢の必然的發
展と矛盾との明確なる認識の上に、出兵問
題は接はるべきであつて從來の單なる反
帝國主義戰爭なる公式論に依つて規定し

今や内に資本主義の最後の狂瀾あり、外に
對支問題を中心として國際聯盟の崩壊の威迫
あり、祖國の命運は嘆きの危崖に直面し、國
民の生活は極度の悲境に沈淪せるの秋使命を
社會改造の軍に荷ふものは、その進止行藏に
おいて秋毫の曖昧虚偽あるを許さない。我等は
此際、國民社會黨、社會主義黨、及び全國勞
働大衆の指導者並びに黨員諸君に對し、慎重
なる反省を要求するとともに、我等の今後
の方向に對して嚴正なる監視と鞭撻とを乞は

今村 等

去るべきではない。
○この點に於て第一に指摘すべき事實は、滿
洲に於て極度の搾取と壓迫とに苦しみつゝ、
ある朝鮮人労働者の存在であり、第二に留
留すべきは滿洲の輸出する生活資料とその
搾取する資源の我が國民經濟に對する關係
に就てである。
以下それ等に就て簡明に大略を記述する。
第一、滿洲に於ける朝鮮人の生活權の
否定。
一、滿洲に在る朝鮮人の概數
○滿洲に在る朝鮮人は八十萬乃至百萬と稱せ

ざるべきを廣く天下に聲明する
昭和七年三月二十一日
大日本生業黨。國民解放黨。大日
本青年同盟。改造日本社。全日本
愛國共同青年協會。興民新報社。
陸軍労働組合。清北青年同盟。全
國大日本主義同盟。極東地方國民
解放聯盟。日本學生聯合會。日本
主義労働組合全國擴大協議會。

られてゐるその正確な數を算出し得ないの
は日本領事館區域外は南滿洲に在つても、
その數を調査するを得ない。況んや北滿洲
に在つてはその實數を知るを得ない。然し
ながら開闢地方に集團的に居住する者四十
萬を算し、他は南滿北滿を通じて分散的に
居住してゐるもの四十萬乃至六十萬と推算
して大體はない。
二、朝鮮人の労働状態
○滿洲に於ける朝鮮人は殆ど耕作（水田を主
とし外に乾田耕作がある）耕作に従事して

労働運動

而して其の大部分は支那人地主の小作人で
あり他は支那人地主の經營する耕作耕作の
日傭労働者である。
○日傭労働者は云ふまでもない小作耕作と
雖も何時にても一方的に支那人地主によつ
て契約を破棄されその耕作權は何等の保護
を受けて居ない。
彼等の生活は全く明日を期し得ざる砂上の
生活である。
○更にその小作耕作は分益小作であり而も農
業金融に缺陷があるため農民は極めて高利
なる一割二十割の利息の資金の融通を支
那人地主より受けざるを得るか故に事實彼
等は悲惨なる農奴の状態に陥つて居るのて
ある。
○なほ彼等の耕作權は小作契約か一方的に破
棄される危険と同時に所謂商租權が實施さ
れて居ない爲めに二重の危険に曝されて居
る。
商租權とは日本人の商工業の爲めの土地
を商租する條約上の權利であるが支那人はそ
の條約と共に懸望國條約を發布し、土地
家屋を外國人に賣買譲渡したる者は賣國を
以て論じ死刑に處す」と規定し商租權を否
定して居るから在滿朝鮮人の耕作權は二重に
否定せられてゐる譯である。
三、支那人の搾取と農民の生活
○農民の被る壓迫は地主の搾取のみではない

張學良以下の支那軍閥の直接間接に農民を
搾取しと云ふよりも略奪すること地主にま
さるものがある。
開闢地の擴張、立憲命令、獨裁化等類々と
行はれそれらに應ずる農民に及ぶことと實
に檢察にいとまな、昨年度開闢地方に於て
軍閥に虐殺せられた農民の數は七、八、九、
十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、
十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、
二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、
二十八、二十九、三十、三十一、三十二、
三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、
三十八、三十九、四十、四十一、四十二、
四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、
四十八、四十九、五十、五十一、五十二、
五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、
五十八、五十九、六十、六十一、六十二、
六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、
六十八、六十九、七十、七十一、七十二、
七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、
七十八、七十九、八十、八十一、八十二、
八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、
八十八、八十九、九十、九十一、九十二、
九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、
九十八、九十九、一百、一百一、一百二、
一百三、一百四、一百五、一百六、一百七、
一百八、一百九、二百、二百一、二百二、
二百三、二百四、二百五、二百六、二百七、
二百八、二百九、三百、三百一、三百二、
三百三、三百四、三百五、三百六、三百七、
三百八、三百九、四百、四百一、四百二、
四百三、四百四、四百五、四百六、四百七、
四百八、四百九、五百、五百一、五百二、
五百三、五百四、五百五、五百六、五百七、
五百八、五百九、六百、六百一、六百二、
六百三、六百四、六百五、六百六、六百七、
六百八、六百九、七百、七百一、七百二、
七百三、七百四、七百五、七百六、七百七、
七百八、七百九、八百、八百一、八百二、
八百三、八百四、八百五、八百六、八百七、
八百八、八百九、九百、九百一、九百二、
九百三、九百四、九百五、九百六、九百七、
九百八、九百九、一千、一千一、一千二、
一千三、一千四、一千五、一千六、一千七、
一千八、一千九、二千、二千一、二千二、
二千三、二千四、二千五、二千六、二千七、
二千八、二千九、三千、三千一、三千二、
三千三、三千四、三千五、三千六、三千七、
三千八、三千九、四千、四千一、四千二、
四千三、四千四、四千五、四千六、四千七、
四千八、四千九、五千、五千一、五千二、
五千三、五千四、五千五、五千六、五千七、
五千八、五千九、六千、六千一、六千二、
六千三、六千四、六千五、六千六、六千七、
六千八、六千九、七千、七千一、七千二、
七千三、七千四、七千五、七千六、七千七、
七千八、七千九、八千、八千一、八千二、
八千三、八千四、八千五、八千六、八千七、
八千八、八千九、九千、九千一、九千二、
九千三、九千四、九千五、九千六、九千七、
九千八、九千九、一萬、一萬一、一萬二、
一萬三、一萬四、一萬五、一萬六、一萬七、
一萬八、一萬九、二萬、二萬一、二萬二、
二萬三、二萬四、二萬五、二萬六、二萬七、
二萬八、二萬九、三萬、三萬一、三萬二、
三萬三、三萬四、三萬五、三萬六、三萬七、
三萬八、三萬九、四萬、四萬一、四萬二、
四萬三、四萬四、四萬五、四萬六、四萬七、
四萬八、四萬九、五萬、五萬一、五萬二、
五萬三、五萬四、五萬五、五萬六、五萬七、
五萬八、五萬九、六萬、六萬一、六萬二、
六萬三、六萬四、六萬五、六萬六、六萬七、
六萬八、六萬九、七萬、七萬一、七萬二、
七萬三、七萬四、七萬五、七萬六、七萬七、
七萬八、七萬九、八萬、八萬一、八萬二、
八萬三、八萬四、八萬五、八萬六、八萬七、
八萬八、八萬九、九萬、九萬一、九萬二、
九萬三、九萬四、九萬五、九萬六、九萬七、
九萬八、九萬九、十萬、十萬一、十萬二、
十萬三、十萬四、十萬五、十萬六、十萬七、
十萬八、十萬九、十一萬、十一萬一、十一萬二、
十一萬三、十一萬四、十一萬五、十一萬六、
十一萬七、十一萬八、十一萬九、十二萬、
十二萬一、十二萬二、十二萬三、十二萬四、
十二萬五、十二萬六、十二萬七、十二萬八、
十二萬九、十三萬、十三萬一、十三萬二、
十三萬三、十三萬四、十三萬五、十三萬六、
十三萬七、十三萬八、十三萬九、十四萬、
十四萬一、十四萬二、十四萬三、十四萬四、
十四萬五、十四萬六、十四萬七、十四萬八、
十四萬九、十五萬、十五萬一、十五萬二、
十五萬三、十五萬四、十五萬五、十五萬六、
十五萬七、十五萬八、十五萬九、十六萬、
十六萬一、十六萬二、十六萬三、十六萬四、
十六萬五、十六萬六、十六萬七、十六萬八、
十六萬九、十七萬、十七萬一、十七萬二、
十七萬三、十七萬四、十七萬五、十七萬六、
十七萬七、十七萬八、十七萬九、十八萬、
十八萬一、十八萬二、十八萬三、十八萬四、
十八萬五、十八萬六、十八萬七、十八萬八、
十八萬九、十九萬、十九萬一、十九萬二、
十九萬三、十九萬四、十九萬五、十九萬六、
十九萬七、十九萬八、十九萬九、二十萬、
二十萬一、二十萬二、二十萬三、二十萬四、
二十萬五、二十萬六、二十萬七、二十萬八、
二十萬九、二十一萬、二十一萬一、二十一萬二、
二十一萬三、二十一萬四、二十一萬五、二十一萬六、
二十一萬七、二十一萬八、二十一萬九、二十二萬、
二十二萬一、二十二萬二、二十二萬三、二十二萬四、
二十二萬五、二十二萬六、二十二萬七、二十二萬八、
二十二萬九、二十三萬、二十三萬一、二十三萬二、
二十三萬三、二十三萬四、二十三萬五、二十三萬六、
二十三萬七、二十三萬八、二十三萬九、二十四萬、
二十四萬一、二十四萬二、二十四萬三、二十四萬四、
二十四萬五、二十四萬六、二十四萬七、二十四萬八、
二十四萬九、二十五萬、二十五萬一、二十五萬二、
二十五萬三、二十五萬四、二十五萬五、二十五萬六、
二十五萬七、二十五萬八、二十五萬九、二十六萬、
二十六萬一、二十六萬二、二十六萬三、二十六萬四、
二十六萬五、二十六萬六、二十六萬七、二十六萬八、
二十六萬九、二十七萬、二十七萬一、二十七萬二、
二十七萬三、二十七萬四、二十七萬五、二十七萬六、
二十七萬七、二十七萬八、二十七萬九、二十八萬、
二十八萬一、二十八萬二、二十八萬三、二十八萬四、
二十八萬五、二十八萬六、二十八萬七、二十八萬八、
二十八萬九、二十九萬、二十九萬一、二十九萬二、
二十九萬三、二十九萬四、二十九萬五、二十九萬六、
二十九萬七、二十九萬八、二十九萬九、三十萬、
三十萬一、三十萬二、三十萬三、三十萬四、三十萬五、
三十萬六、三十萬七、三十萬八、三十萬九、三十一萬、
三十一萬一、三十一萬二、三十一萬三、三十一萬四、
三十一萬五、三十一萬六、三十一萬七、三十一萬八、
三十一萬九、三十二萬、三十二萬一、三十二萬二、
三十二萬三、三十二萬四、三十二萬五、三十二萬六、
三十二萬七、三十二萬八、三十二萬九、三十三萬、
三十三萬一、三十三萬二、三十三萬三、三十三萬四、
三十三萬五、三十三萬六、三十三萬七、三十三萬八、
三十三萬九、三十四萬、三十四萬一、三十四萬二、
三十四萬三、三十四萬四、三十四萬五、三十四萬六、
三十四萬七、三十四萬八、三十四萬九、三十五萬、
三十五萬一、三十五萬二、三十五萬三、三十五萬四、
三十五萬五、三十五萬六、三十五萬七、三十五萬八、
三十五萬九、三十六萬、三十六萬一、三十六萬二、
三十六萬三、三十六萬四、三十六萬五、三十六萬六、
三十六萬七、三十六萬八、三十六萬九、三十七萬、
三十七萬一、三十七萬二、三十七萬三、三十七萬四、
三十七萬五、三十七萬六、三十七萬七、三十七萬八、
三十七萬九、三十八萬、三十八萬一、三十八萬二、
三十八萬三、三十八萬四、三十八萬五、三十八萬六、
三十八萬七、三十八萬八、三十八萬九、三十九萬、
三十九萬一、三十九萬二、三十九萬三、三十九萬四、
三十九萬五、三十九萬六、三十九萬七、三十九萬八、
三十九萬九、四十萬、四十萬一、四十萬二、四十萬三、
四十萬四、四十萬五、四十萬六、四十萬七、四十萬八、
四十萬九、四十一萬、四十一萬一、四十一萬二、四十一萬三、
四十一萬四、四十一萬五、四十一萬六、四十一萬七、
四十一萬八、四十一萬九、四十二萬、四十二萬一、四十二萬二、
四十二萬三、四十二萬四、四十二萬五、四十二萬六、
四十二萬七、四十二萬八、四十二萬九、四十三萬、
四十三萬一、四十三萬二、四十三萬三、四十三萬四、
四十三萬五、四十三萬六、四十三萬七、四十三萬八、
四十三萬九、四十四萬、四十四萬一、四十四萬二、四十四萬三、
四十四萬四、四十四萬五、四十四萬六、四十四萬七、
四十四萬八、四十四萬九、四十五萬、四十五萬一、四十五萬二、
四十五萬三、四十五萬四、四十五萬五、四十五萬六、
四十五萬七、四十五萬八、四十五萬九、四十六萬、
四十六萬一、四十六萬二、四十六萬三、四十六萬四、
四十六萬五、四十六萬六、四十六萬七、四十六萬八、
四十六萬九、四十七萬、四十七萬一、四十七萬二、四十七萬三、
四十七萬四、四十七萬五、四十七萬六、四十七萬七、
四十七萬八、四十七萬九、四十八萬、四十八萬一、四十八萬二、
四十八萬三、四十八萬四、四十八萬五、四十八萬六、
四十八萬七、四十八萬八、四十八萬九、四十九萬、
四十九萬一、四十九萬二、四十九萬三、四十九萬四、
四十九萬五、四十九萬六、四十九萬七、四十九萬八、
四十九萬九、五十萬、五十萬一、五十萬二、五十萬三、
五十萬四、五十萬五、五十萬六、五十萬七、五十萬八、
五十萬九、五十一萬、五十一萬一、五十一萬二、五十一萬三、
五十一萬四、五十一萬五、五十一萬六、五十一萬七、
五十一萬八、五十一萬九、五十二萬、五十二萬一、五十二萬二、
五十二萬三、五十二萬四、五十二萬五、五十二萬六、
五十二萬七、五十二萬八、五十二萬九、五十三萬、
五十三萬一、五十三萬二、五十三萬三、五十三萬四、
五十三萬五、五十三萬六、五十三萬七、五十三萬八、
五十三萬九、五十四萬、五十四萬一、五十四萬二、五十四萬三、
五十四萬四、五十四萬五、五十四萬六、五十四萬七、
五十四萬八、五十四萬九、五十五萬、五十五萬一、五十五萬二、
五十五萬三、五十五萬四、五十五萬五、五十五萬六、
五十五萬七、五十五萬八、五十五萬九、五十六萬、
五十六萬一、五十六萬二、五十六萬三、五十六萬四、
五十六萬五、五十六萬六、五十六萬七、五十六萬八、
五十六萬九、五十七萬、五十七萬一、五十七萬二、五十七萬三、
五十七萬四、五十七萬五、五十七萬六、五十七萬七、
五十七萬八、五十七萬九、五十八萬、五十八萬一、五十八萬二、
五十八萬三、五十八萬四、五十八萬五、五十八萬六、
五十八萬七、五十八萬八、五十八萬九、五十九萬、
五十九萬一、五十九萬二、五十九萬三、五十九萬四、
五十九萬五、五十九萬六、五十九萬七、五十九萬八、
五十九萬九、六十萬、六十萬一、六十萬二、六十萬三、
六十萬四、六十萬五、六十萬六、六十萬七、六十萬八、
六十萬九、六十一萬、六十一萬一、六十一萬二、六十一萬三、
六十一萬四、六十一萬五、六十一萬六、六十一萬七、
六十一萬八、六十一萬九、六十二萬、六十二萬一、六十二萬二、
六十二萬三、六十二萬四、六十二萬五、六十二萬六、
六十二萬七、六十二萬八、六十二萬九、六十三萬、
六十三萬一、六十三萬二、六十三萬三、六十三萬四、
六十三萬五、六十三萬六、六十三萬七、六十三萬八、
六十三萬九、六十四萬、六十四萬一、六十四萬二、六十四萬三、
六十四萬四、六十四萬五、六十四萬六、六十四萬七、
六十四萬八、六十四萬九、六十五萬、六十五萬一、六十五萬二、
六十五萬三、六十五萬四、六十五萬五、六十五萬六、
六十五萬七、六十五萬八、六十五萬九、六十六萬、
六十六萬一、六十六萬二、六十六萬三、六十六萬四、
六十六萬五、六十六萬六、六十六萬七、六十六萬八、
六十六萬九、六十七萬、六十七萬一、六十七萬二、六十七萬三、
六十七萬四、六十七萬五、六十七萬六、六十七萬七、
六十七萬八、六十七萬九、六十八萬、六十八萬一、六十八萬二、
六十八萬三、六十八萬四、六十八萬五、六十八萬六、
六十八萬七、六十八萬八、六十八萬九、六十九萬、
六十九萬一、六十九萬二、六十九萬三、六十九萬四、
六十九萬五、六十九萬六、六十九萬七、六十九萬八、
六十九萬九、七十萬、七十萬一、七十萬二、七十萬三、
七十萬四、七十萬五、七十萬六、七十萬七、七十萬八、
七十萬九、七十一萬、七十一萬一、七十一萬二、七十一萬三、
七十一萬四、七十一萬五、七十一萬六、七十一萬七、
七十一萬八、七十一萬九、七十二萬、七十二萬一、七十二萬二、
七十二萬三、七十二萬四、七十二萬五、七十二萬六、
七十二萬七、七十二萬八、七十二萬九、七十三萬、
七十三萬一、七十三萬二、七十三萬三、七十三萬四、
七十三萬五、七十三萬六、七十三萬七、七十三萬八、
七十三萬九、七十四萬、七十四萬一、七十四萬二、七十四萬三、
七十四萬四、七十四萬五、七十四萬六、七十四萬七、
七十四萬八、七十四萬九、七十五萬、七十五萬一、七十五萬二、
七十五萬三、七十五萬四、七十五萬五、七十五萬六、
七十五萬七、七十五萬八、七十五萬九、七十六萬、
七十六萬一、七十六萬二、七十六萬三、七十六萬四、
七十六萬五、七十六萬六、七十六萬七、七十六萬八、
七十六萬九、七十七萬、七十七萬一、七十七萬二、七十七萬三、
七十七萬四、七十七萬五、七十七萬六、七十七萬七、
七十七萬八、七十七萬九、七十八萬、七十八萬一、七十八萬二、
七十八萬三、七十八萬四、七十八萬五、七十八萬六、
七十八萬七、七十八萬八、七十八萬九、七十九萬、
七十九萬一、七十九萬二、七十九萬三、七十九萬四、
七十九萬五、七十九萬六、七十九萬七、七十九萬八、
七十九萬九、八十萬、八十萬一、八十萬二、八十萬三、
八十萬四、八十萬五、八十萬六、八十萬七、八十萬八、
八十萬九、八十一萬、八十一萬一、八十一萬二、八十一萬三、
八十一萬四、八十一萬五、八十一萬六、八十一萬七、
八十一萬八、八十一萬九、八十二萬、八十二萬一、八十二萬二、
八十二萬三、八十二萬四、八十二萬五、八十二萬六、
八十二萬七、八十二萬八、八十二萬九、八十三萬、
八十三萬一、八十三萬二、八十三萬三、八十三萬四、
八十三萬五、八十三萬六、八十三萬七、八十三萬八、
八十三萬九、八十四萬、八十四萬一、八十四萬二、八十四萬三、
八十四萬四、八十四萬五、八十四萬六、八十四萬七、
八十四萬八、八十四萬九、八十五萬、八十五萬一、八十五萬二、
八十五萬三、八十五萬四、八十五萬五、八十五萬六、
八十五萬七、八十五萬八、八十五萬九、八十六萬、
八十六萬一、八十六萬二、八十六萬三、八十六萬四、
八十六萬五、八十六萬六、八十六萬七、八十六萬八、
八十六萬九、八十七萬、八十七萬一、八十七萬二、八十七萬三、
八十七萬四、八十七萬五、八十七萬六、八十七萬七、
八十七萬八、八十七萬九、八十八萬、八十八萬一、八十八萬二、
八十八萬三、八十八萬四、八十八萬五、八十八萬六、
八十八萬七、八十八萬八、八十八萬九、八十九萬、
八十九萬一、八十九萬二、八十九萬三、八十九萬四、
八十九萬五、八十九萬六、八十九萬七、八十九萬八、
八十九萬九、九十萬、九十萬一、九十萬二、九十萬三、
九十萬四、九十萬五、九十萬六、九十萬七、九十萬八、
九十萬九、九十一萬、九十一萬一、九十一萬二、九十一萬三、
九十一萬四、九十一萬五、九十一萬六、九十一萬七、
九十一萬八、九十一萬九、九十二萬、九十二萬一、九十二萬二、
九十二萬三、九十二萬四、九十二萬五、九十二萬六、
九十二萬七、九十二萬八、九十二萬九、九十三萬、
九十三萬一、九十三萬二、九十三萬三、九十三萬四、
九十三萬五、九十三萬六、九十三萬七、九十三萬八、
九十三萬九、九十四萬、九十四萬一、九十四萬二、九十四萬三、
九十四萬四、九十四萬五、九十四萬六、九十四萬七、
九十四萬八、九十四萬九、九十五萬、九十五萬一、九十五萬二、
九十五萬三、九十五萬四、九十五萬五、九十五萬六、
九十五萬七、九十五萬八、九十五萬九、九十六萬、
九十六萬一、九十六萬二、九十六萬三、九十六萬四、
九十六萬五、九十六萬六、九十六萬七、九十六萬八、
九十六萬九、九十七萬、九十七萬一、九十七萬二、九十七萬三、
九十七萬四、九十七萬五、九十七萬六、九十七萬七、
九十七萬八、九十七萬九、九十八萬、九十八萬一、九十八萬二、
九十八萬三、九十八萬四、九十八萬五、九十八萬六、
九十八萬七、九十八萬八、九十八萬九、九十九萬、
九十九萬一、九十九萬二、九十九萬三、九十九萬四、
九十九萬五、九十九萬六、九十九萬七、九十九萬八、
九十九萬九、一〇〇萬、一〇〇萬一、一〇〇萬二、一〇〇萬三、
一〇〇萬四、一〇〇萬五、一〇〇萬六、一〇〇萬七、一〇〇萬八、
一〇〇萬九、一〇一萬、一〇一萬一、一〇一萬二、一〇一萬三、
一〇一萬四、一〇一萬五、一〇一萬六、一〇一萬七、一〇一萬八、
一〇一萬九、一〇二萬、一〇二萬一、一〇二萬二、一〇二萬三、
一〇二萬四、一〇二萬五、一〇二萬六、一〇二萬七、一〇二萬八、
一〇二萬九、一〇三萬、一〇三萬一、一〇三萬二、一〇三萬三、
一〇三萬四、一〇三萬五、一〇三萬六、一〇三萬七、一〇三萬八、
一〇三萬九、一〇四萬、一〇四萬一、一〇四萬二、一〇四萬三、
一〇四萬四、一〇四萬五、一〇四萬六、一〇四萬七、一〇四萬八、
一〇四萬九、一〇五萬、一〇五萬一、一〇五萬二、一〇五萬三、
一〇五萬四、一〇五萬五、一〇五萬六、一〇五萬七、一〇五萬八、
一〇五萬九、一〇六萬、一〇六萬一、一〇六萬二、一〇六萬三、
一〇六萬四、一〇六萬五、一〇六萬六、一〇六萬七、一〇六萬八、
一〇六萬九、一〇七萬、一〇七萬一、一〇七萬二、一〇七萬三、
一〇七萬四、一〇七萬五、一〇七萬六、一〇七萬七、一〇七萬八、
一〇七萬九、一〇八萬、一〇八萬一、一〇八萬二、一〇八萬三、
一〇八萬四、一〇八萬五、一〇八萬六、一〇八萬七、一〇八萬八、
一〇八萬九、一〇九萬、一〇九萬一、一〇九萬二、一〇九萬三、
一〇九萬四、一〇九萬五、一〇九萬六、一〇九萬七、一〇九萬八、
一〇九萬九、一一〇萬、一一〇萬一、一一〇萬二、一一〇萬三、
一一〇萬四、一一〇萬五、一一〇萬六、一一〇萬七、一一〇萬八、
一一〇萬九、一一一萬、一一一萬一、一一一萬二、一一一萬三、
一一一萬四、一一一萬五、一一一萬六、一一一萬七、一一一萬八、
一一一萬九、一一二萬、一一二萬一、一一二萬二、一一二萬三、
一一二萬四、一一二萬五、一一二萬六、一一二萬七、一一二萬八、
一一二萬九、一一三萬、一一三萬一、一一三萬二、一一三萬三、
一一三萬四、一一三萬五、一一三萬六、一一三萬七、一一三萬八、
一一三萬九、一一四萬、一一四萬一、一一四萬二、一一四萬三、
一一四萬四、一一四萬五、一一四萬六、一一四萬七、一一四萬八、
一一四萬九、一一五萬、一一五萬一、一一五萬二、一一五萬三、
一一五萬四、一一五萬五、一一五萬六、一一五萬七、一一五萬八、
一一五萬九、一一六萬、一一六萬一、一一六萬二、一一六萬三、
一一六萬四、一一六萬五、一一六萬六、一一六萬七、一一六萬八、
一一六萬九、一一七萬、一一七萬一、一一七萬二、一一七萬三、
一一七萬四、一一七萬五、一一七萬六、一一七萬七、一一七萬八、
一一七萬九、一一八萬、一一八萬一、一一八萬二、一一八萬三、
一一八萬四、一一八萬五、一一八萬六、一一八萬七、一一八萬八、
一一八萬九、一一九萬、一一九萬一、一一九萬二、一一九萬三、
一一九萬四、一一九萬五、一一九萬六、一一九萬七、一一九萬八、
一一九萬九、一二〇萬、一二〇萬一、一二〇萬二、一二〇萬三、
一二〇萬四、一二〇萬五、一二〇萬六、一二〇萬七、一二〇萬八、
一二〇萬九、一二一萬、一二一萬一、一二一萬二、一二一萬三、
一二一萬四、一二一萬五、一二一萬六、一二一萬七、一二一萬八、
一二一萬九、一二二萬、一二二萬一、一二二萬二、一二二萬三、
一二二萬四、一二二萬五、一二二萬六、一二二萬七、一二二萬八、
一二二萬九、一二三萬、一二三萬一、一二三萬二、一二三萬三、
一二三萬四、一二三萬五、一二三萬六、一二三萬七、一二三萬八、
一二三萬九、一二四萬、一二四萬一、一二四萬二、一二四萬三、
一二四萬四、一二四萬五、一二四萬六、一二四萬七、一二四萬八、
一二四萬九、一二五萬、一二五萬一、一二五萬二、一二五萬三、
一二五萬四、一二五萬五、一二五萬六、一二五萬七、一二五萬八、
一二五萬九、一二六萬、一二六萬一、一二六萬二、一二六萬三、
一二六萬四、一二六萬五、一二六萬六、一二六萬七、一二六萬八、
一二六萬九、一二七萬、一二七萬一、一二七萬二、一二七萬三、
一二七萬四、一二七萬五、一二七萬六、一二七萬七、一二七萬八、
一二七萬九、一二八萬、一二八萬一、一二八萬二、一二八萬三、
一二八萬四、一二八萬五、一二八萬六、一二八萬七、一二八萬八、
一二八萬九、一二九萬、一二九萬一、一二九萬二、一二九萬三、
一二九萬四、一二九萬五、一二九萬六、一二九萬七、一二九萬八、
一二九萬九、一三〇萬、一三〇萬一、一三〇萬二、一三〇萬三、
一三〇萬四、一三〇萬五、一三〇萬六、一三〇萬七、一三〇萬八、
一三〇萬九、一三一萬、一三一萬一、一三一萬二、一三一萬三、
一三一萬四、一三一萬五、一三一萬六、一三一萬七、一三一萬八、
一三一萬九、一三二萬、一三二萬一、一三二萬二、一三二萬三、
一三二萬四、一三二萬五、一三二萬六、一三二萬七、一三二萬八、
一三二萬九、一三三萬、一三三萬一、一三三萬二、一三三萬三、
一三三萬四、一三三萬五、一三三萬六、一三三萬七、一三三萬八、
一三三萬九、一三四萬、一三四萬一、一三四萬二、一三四萬三、
一三四萬四、一三四萬五、一三四萬六、一三四萬七、一三四萬八、
一三四萬九、一三五萬、一三五萬一、一三五萬二、一三五萬三、
一三五萬四、一三五萬五、一三五萬六、一三五萬七、一三五萬八、
一三五萬九、一三六萬、一三六萬一、一三六萬二、一三六萬三、
一三六萬四、一三六萬五、一三六萬六、一三六萬七、一三六萬八、
一三六萬九、一三七萬、一三七萬一、一三七萬二、一三七萬三、
一三七萬四、一三七萬五、一三七萬六、一三七萬七、一三七萬八、
一三七萬九、一三八萬、一三八萬一、一三八萬二、一三八萬三、
一三八萬四、一三八萬五、一三八萬六、一三八萬七、一三八萬八、
一三八萬九、一三九萬、一三九萬一、一三九萬二、一三九萬三、
一三九萬四、一三九萬五、一三九萬六、一三九萬七、一三九萬八、
一三九萬九、一四〇萬、一四〇萬一、一四〇萬二、一四〇萬三、
一四〇萬四、一四〇萬五、一四〇萬六、一四〇萬七、一四〇萬八、
一四〇萬九、一四一萬、一四一萬一、一四一萬二、一四一萬三、
一四一萬四、一四一萬五、一四一萬六、一四一萬七、一四一萬八、
一四一萬九、一四二萬、一四二萬一、一四二萬二、一四二萬三、
一四二萬四、一四二萬五、一四二萬六、一四二萬七、一四二萬八、
一四二萬九、一四三萬、一四三萬一、一四三萬二、一四三萬三、
一四三萬四、一四三萬五、一四三萬六、一四三萬七、一四三萬八、
一四三萬九、一四四萬、一四四萬一、一四四萬二、一四四萬三、
一四四萬四、一四四萬五、一四四萬六、一四四萬七、一四四萬八、
一四四萬九、一四五萬、一四五萬一、一四五萬二、一四五萬三、
一四五萬四、一四五萬五、一四五萬六、一四五萬七、一四五萬八、
一四五萬九、一四六萬、一四六萬一、一四六萬二、一四六萬三、
一四六萬四、一四六萬五、一四六萬六、一四六萬七、一四六萬八、
一四六萬九、一四七萬、一四七萬一、一四七萬二、一四七萬三、
一四七萬四、一四七萬五、一四七萬六、一四七萬七、一四七萬八、
一四七萬九、一四八萬、一四八萬一、一四八萬二、一四八萬三、
一四八萬四、一四八萬五、一四八萬六、一四八萬七、一四八萬八、
一四八萬九、一四九萬、一四九萬一、一四九萬二、一四九萬三、
一四九萬四、一四九萬五、一四九萬六、一四九萬七、一四九萬八、
一四九萬九、一五〇萬、一五〇萬一、一五〇萬二、一五〇萬三、
一五〇萬四、一五〇萬五、一五〇萬六、一五〇萬七、一五〇萬八、
一五〇萬九、一五一萬、一五一萬一、一五一萬二、一五一萬三、
一五一萬四、一五一萬五、一五一萬六、一五一萬七、一五一萬八、
一五一萬九、一五二萬、一五二萬一、一五二萬二、一五二萬三、
一五二萬四、一五二萬五、一五二萬六、一五二萬七、一五二萬八、
一五二萬九、一五三萬、一五三萬一、一五三萬二、一五三萬三、
一五三萬四、一五三萬五、一五三萬六、一五三萬七、一五三萬八、
一五三萬九、一五四萬、一五四萬一、一五四萬二、一五四萬三、
一五四萬四、一五四萬五、一五四萬六、一五四萬七、一五四萬八、
一五四萬九、一五五萬、一五五萬一、一五五萬二、一五五萬三、
一五五萬四、一五五萬五、一五五萬六、一五五萬七、一五五萬八、
一五五萬九、一五六萬、一五六萬一、一五六萬二、一五六萬三、
一五六萬四、一五六萬五、一五六萬六、一五六萬七、一五六萬八、
一五六萬九、一五七萬、一五七萬一、一五七萬二、一五七萬三、
一五七萬四、一五七萬五、一五七萬六、一五七萬七、一五七萬八、
一五七萬九、一五八萬、一五八萬一、一五八萬二、一五八萬三、
一五八萬四、一五八萬五、一五八萬六、一五八萬七、一五八萬八、
一五八萬九、一五九萬、一五九萬一、一五九萬二、一五九萬三、
一五九萬四、一五九萬五、一五九萬六、一五九萬七、一五九萬八、
一五九萬九、一六〇萬、一六〇萬一、一六〇萬二、一六〇萬三、
一六〇萬四、一六〇萬五、一六〇萬六、一六〇萬七、一六〇萬八、
一六〇萬九、一六一萬、一六一萬一、一六一萬二、一六一萬三、
一六一萬四、一六一萬五、一六一萬六、一六一萬七、一六一萬八、
一六一萬九、一六二萬、一六二萬一、一六二萬二、一六二萬三、
一六二萬四、一六二萬五、一六二萬六、一六二萬七、一六二萬八、
一六二萬九、一六三萬、一六三萬一、一六三萬二、一六三萬三、
一六三萬四、一六三萬五、一六三萬六、一六三萬七、一六三萬八、
一六三萬九、一六四萬、一六四萬一、一六四萬二、一六四萬三、
一六四萬四、一六四萬五、一六四萬六、一六四萬七、一六四萬八、
一六四萬九、一六五萬、一六五萬一、一六五萬二、一六五萬三、
一六五萬四、一六五萬五、一六五萬六、一六五萬七、一六五萬八、
一六五萬九、一六六萬、一六六萬一、一六六萬二、一六六萬三、
一六六萬四、一六六萬五、一六六萬六、一六六萬七、一六六萬八、
一六六萬九、一六七萬、一六七萬一、一六七萬二、一六七萬三、
一六七萬四、一六七萬五、一六七萬六、一六七萬七、一六七萬八、
一六七萬九、一六八萬、一六八萬一、一六八萬二、一六八萬三、

に來るものがあるからそれを算すれば南
合は一層増大する譯である。
内地への輸入額 日本への輸入額
大豆 六百萬斤 八割
豆類 三百四十萬斤 八割
其他 三百五十萬斤 八割
小麦 三百五十萬斤 八割
高粱 三百五十萬斤 八割
玉米 三百五十萬斤 八割
其他 三百五十萬斤 八割
合計 四千七百五十萬斤 八割
(十一年と昭和元年—四年の五年間の
平均である)
○右の表に就き見るに、大豆は世界の産
額の三分の二を占むる世界の大豆の原料と
他日食料に充つる外、採油原料として豆
粕として農工業に互に廣く用途を持つて居
る。
小麥は北滿洲に多い關係からその生産の大
部分はロシアに移入せられて居る生産高は
年々増加の勢を示して居るから我國の食糧
として米と共に特に將來重要な供給地と
なるであろう。
○高粱、玉米は穀類を製し家畜の飼料として

用途を持つ
米
○前掲の輸入表の中に米を見出し得ぬのは現
在は滿洲の米はすべて滿洲に於て消費せ
られて居るからである。しかしながらそれは
後述の如く近き將來に於て内地の不足米を
補ふに足る産米額を見るであらう。
○一體我國に於ける最近數年の米の生産消費
の狀態を見るに
全消費額 六千九百萬石に對し
内地生産額 六千九百萬石に對し
朝鮮及支那からの移入額 七千八百萬石
であるから、産米不足額は約一千九百萬石
を外國から輸入に仰がざるを得ぬ有様であ
る(現在は支那、印度、暹羅等より輸入する)
全消費額 九千九百萬石に對し
内地生産額 六千九百萬石
朝鮮及支那からの移入額 三千萬石
(朝鮮の産米計畫の成果を計算したも
のである)
○然るに我國の米不足額を外國より輸入
に依つべきもの、實に一千九百萬石に及ぶのであ
る。
○これに對し滿洲に於ける産米狀態は如何と
云ふにその水田面積は移住朝鮮人により始
められたのである。現在の面積は約四百
五十萬石を出て、現地消費に充てられてゐ
るに過ぎぬ。

○然し滿洲には中等以上の水田可耕地のみに
て約百萬町歩あり、これ全部開墾せられた
場合にはその産額一千九百萬石に達する更
に、今後の生産技術の進歩を考慮する時生産
額を二、三倍する事難事にあらず、僅かに内
地消費の不足額を補充し我主食物たる米の
問題を解決し得るのである。
○現在内地の製塩能力は年約十萬斤に過ぎ
ず消費高十五萬斤に對し年々不足額五萬
萬斤を海外に仰かねばならぬ狀態である。
○關東州は其沿岸に塩田に適してゐる現
在の産額は五萬斤に過ぎないが將來尤も有
望なる塩田開墾見込地の産塩額約九萬斤
これに現在の塩田の整理増収高九萬斤を加
ふるならば少くとも十五萬斤に達し充分に
我國の要求を充し得ることになる。
○我國は森林面積の内地總面積の約半を占め
るにも拘らず毎年多量の木材を外國より輸
入して辛うじて需要を充たしてゐる。その額
毎年實に一億萬圓内外に上つてゐる。然るに
米國にても莫大なる連年の伐採の爲め漸く
資源の前途を危惧し遠からざる將來に於て
輸出禁止若しくは制限の舉に出づることか
豫想せられるのである。
○この事情の下に滿洲の木材資源は我國に對
し特殊の意義を持つものと云はねばならぬ。

現在滿洲の木材總蓄積は約四百五十萬萬石と
稱せられてゐるが企業の採掘と運賃高の爲
め新木材供給に對して殆んど關係を持たな
いかそれらの障礙を除去する事により將來
我國の木材需要に對して重要な地位を占
むべきは極めて明白である。
○然るに我國の鐵礦量は極めて貧弱であつ
て内地朝鮮を通過し一億萬噸内外に過ぎぬ之
に反し滿洲に於ける鐵礦量は水平線上に
於けるもの、丈けて約十億噸と推算されて
ゐる。此内現に滿洲の所有に係る鞍山鐵礦の
みに約三億噸とされてゐる。
○最近數年の我國の石炭消費額は三千四
百五十萬噸に上つてゐるがその消費の趨勢は大
約七年毎に一億噸を増加するが故に昭和
十五年には全消費額五億噸に達するであ
らう。
○然るに生産狀態に於ては我國の炭坑は既に
老齡に達せるもの多く全く能力を擧ぐるも
三千五百萬噸を限度とする有様である。故に
將來の生産不足を補ふ爲めには輸入増加に
よる外ない。

鐵 八十萬噸
鋼 五十五萬噸
石 百萬噸
○然るに我國の鐵礦量は極めて貧弱であつ
て内地朝鮮を通過し一億萬噸内外に過ぎぬ之
に反し滿洲に於ける鐵礦量は水平線上に
於けるもの、丈けて約十億噸と推算されて
ゐる。此内現に滿洲の所有に係る鞍山鐵礦の
みに約三億噸とされてゐる。
○最近數年の我國の石炭消費額は三千四
百五十萬噸に上つてゐるがその消費の趨勢は大
約七年毎に一億噸を増加するが故に昭和
十五年には全消費額五億噸に達するであ
らう。
○然るに生産狀態に於ては我國の炭坑は既に
老齡に達せるもの多く全く能力を擧ぐるも
三千五百萬噸を限度とする有様である。故に
將來の生産不足を補ふ爲めには輸入増加に
よる外ない。

○然るに滿洲に於ける石炭總蓄積は約三、四億
萬噸に達する。一山のみにても十萬萬噸に近
い遠からざる將來に於て枯渇せむとする石
炭資源を擁する日本にとり滿洲の石炭が如
何に重要な地位を占むるかを知らねばなら
ぬ。
○自動車飛行機船其他に使用せらるゝ石油
消費増加の趨勢は急激である。然るに我國
石油資源は殆ど皆無と見るべく一年消費量百
七十八萬噸に對し僅に二、七、八萬噸を生産
するに過ぎず不足額百五十萬噸を輸入に仰
ぐ有様である。
○滿洲には油田は現在まだ發見されたものは
ないが無窮炭層を被覆する油田は五、六、七
至六、七億噸の分を含有し既に撫順に工場を設
け製油に従事しつつある。
○撫順全山の油田層厚は五十四億萬噸に
なり四、五億噸の採油をなすものとせば實に二億
萬噸の原油を得べく我國現在の石油消費の
勢を以てしても僅に百數十年の消費を要す
るに足るものである。

裏面白紙

[illegible]

請向各

歐戰一與國報時和時投為用

1992

16 15.

(532)

陳利厚

昭和七年四月二十日發行